

第4次

# 太子町男女共同参画プラン

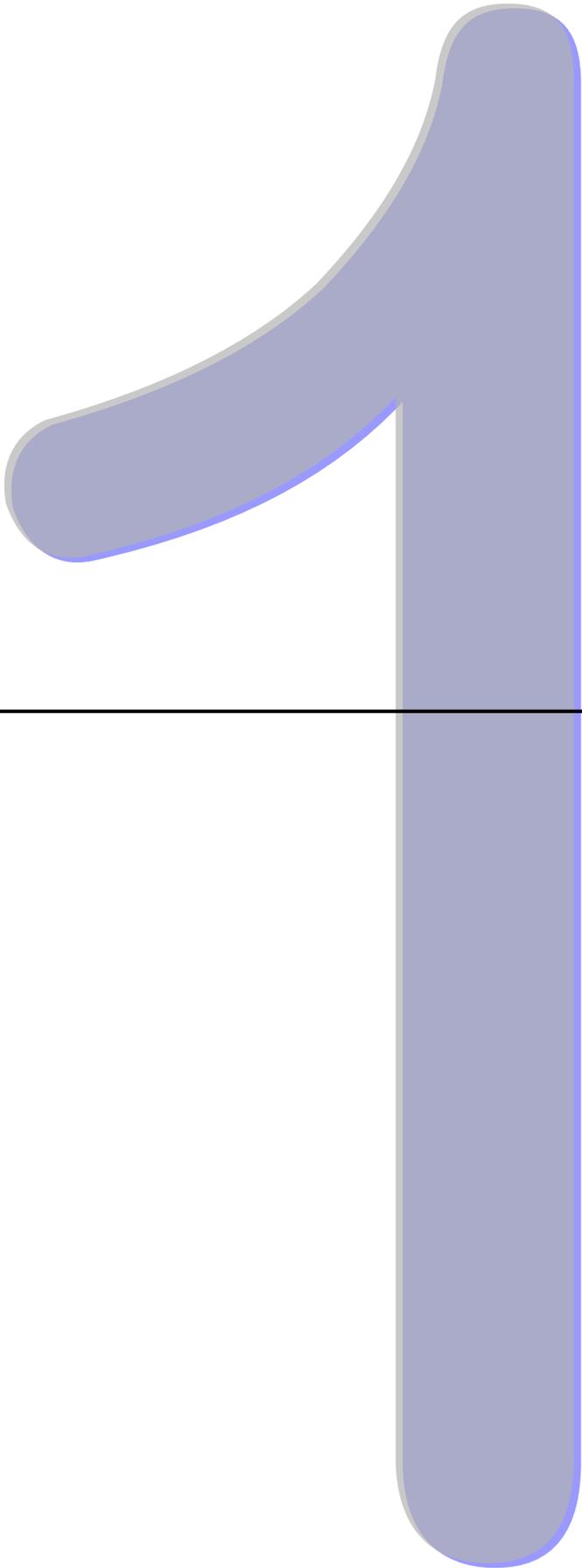
(案)

「修正版」

太子町

# 目次

<b>第I章 プランの概要</b>	<b>1</b>
1 プラン策定の趣旨	2
2 プラン策定の背景	2
3 プランの性格	9
4 プランの期間	9
<b>第II章 プランの基本的な考え方</b>	<b>11</b>
1 基本理念	12
2 基本目標	12
3 求められる取り組み	13
<b>第III章 プランの体系・内容</b>	<b>15</b>
1 施策の体系	16
2 施策の内容	
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	19
基本課題1 男女共同参画意識の普及・啓発の推進	20
基本課題2 教育を通じた学習・理解の推進	23
基本課題3 地域社会・行政が推進する男女共同参画	26
基本課題4 男女共同参画プランの推進体制の整備	29
基本目標2 安心して暮らせる環境づくり	31
基本課題5 子育て・介護がしやすい環境づくり	32
基本課題6 一人ひとりの「性」の尊重と、心とからだの健康づくり	38
基本課題7 ハラスメント及び虐待防止対策の推進	41
基本課題8 防犯の視点からの男女共同参画の推進	44
基本課題9 DVの根絶と防止対策及び支援の推進	46
基本目標3 仕事と生活が両立できる環境づくり	55
基本課題10 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	56
基本課題11 就労の場における男女共同参画の推進	59
基本目標4 全ての男女がともに活躍できる環境づくり	63
基本課題12 政策・方針決定の場への女性参画の推進	64
基本課題13 防災分野における男女共同参画の推進	66
<b>第IV章 プランの数値目標</b>	<b>69</b>
1 数値目標	70
<b>資料編</b>	<b>73</b>



第I章

プランの概要

## 1 プラン策定の趣旨

昭和50年（1975年）の国際婦人年以降、男女共同参画意識の高まりは、世界的な広がりをみせ、我が国においても平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」前文に「男女が、互いに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。（中略）男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と明記し、府省横断的にさまざまな取り組みが実施されています。

太子町におきましても、平成16年（2004年）に策定しました「太子町男女共同参画プラン」、平成21年（2009年）に策定しました「太子町男女共同参画プラン（改訂版）」、平成26年（2014年）に策定しました「第3次太子町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざした施策を推進してきました。

しかしながら、男女の性別による固定的な役割分担意識や家庭や職場をはじめとするさまざまな場面での男女の不平等感は根強く、男女共同参画社会の実現への課題は依然として多く存在しています。

この度、「第3次太子町男女共同参画プラン」の計画期間が平成31年（2019年）3月で終了することから、これまでの取り組みを継承しつつ、現状を踏まえたさまざまな課題に対応しながら、引き続き男女共同社会実現に向けての施策を総合的・計画的に推進するため、この「第4次太子町男女共同参画プラン」を策定するものです。

また、被害者の多くが女性であるDV（＝ドメスティック・バイオレンス）被害者の早期発見と早期支援を目的とした、「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を前計画と同様、本プラン中に包含することとします。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が平成28年（2016年）4月より施行されたことで、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大を見せていることから、女性活躍推進法に規定される「推進計画」を盛り込みます。

## 2 プラン策定の背景

### （1）国・県の動き

#### ①国の動き

我が国では、昭和60年（1985年）の女子差別撤廃条約の批准後、平成3年（1991年）の「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の策定、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制定など、法律や制度面でも大きく施策を進めてきました。

平成11年（1999年）6月には、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。

さらに、平成12年（2000年）12月には、同基本法に基づく男女共同参画に係る初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13年（2001年）には、省庁再編により「内閣府」が置かれ、その中に「男

女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されるなど男女共同参画に関する推進体制を強化しました。

同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）が制定され、平成 16 年（2004 年）には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化などを規定した改正法が施行されるなど、平成 25 年（2013 年）までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。

平成 15 年（2003 年）には、男女共同参画推進本部が、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32 年（2020 年）までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

また、平成 17 年（2005 年）には、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。平成 18 年（2006 年）には、官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成 20 年（2008 年）には、男女共同参画推進本部において、女性の参画の拡大推進の戦略的取組指針「女性の参画加速プログラム」を決定しました。

平成 22 年（2010 年）には、「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定されました。平成 25 年（2013 年）には、日本再興戦略において女性の活躍推進を我が国の成長戦略の中核として位置づけることが閣議決定されました。

平成 27 年（2015 年）には、「男女共同参画基本計画（第 4 次）」が策定されました。

## ②兵庫県の動き

県では、昭和 53 年（1978 年）に「兵庫県婦人行動綱領」を制定し、その後、昭和 60 年（1985 年）に「ひょうごの婦人しあわせプラン」を、平成 2 年（1990 年）に「新ひょうごの女性しあわせプラン」を策定、そして平成 13 年（2001 年）3 月には、「兵庫県男女共同参画計画 ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

また、平成 14 年（2002 年）4 月には、「男女共同参画社会づくり条例」が施行され、平成 15 年（2003 年）には、「男女共同参画兵庫県率先行動計画・ひょうごアクション 8」が策定されました。

平成 18 年（2006 年）4 月、取り組みをさらに進めるために、平成 18 年度から 22 年度までに実施する具体的施策「ひょうご男女共同参画プラン 21 後期実施計画」が策定されました。平成 23 年（2011 年）には、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

平成 28 年（2016 年）には、「ひょうご男女いきいきプラン 2020」を策定されました。

また、平成 30 年（2018 年）には、「第 6 次男女共同参画兵庫県率先行動計画・ひょうごアクション 8」を策定し、県自ら男女共同参画のモデルとなるよう取り組んでいます。

## (2) 太子町の動き

### ①太子町の取り組み

国内外で、女性問題への関心が高まるなか、太子町では、かねてから女性の意見を町政に反映したいという考えから女性の社会参画の支援に努めてきました。

平成 11 年（1999 年）6 月に「女性セミナー（平成 13 年（2001 年）に男女共生セミナーに名称を改める。）」を開講し 1 期生から 3 期生までが、女性の意識と能力の向上を図るため 2 年間学習し、その成果を「太子町模擬議会」、「寸劇」、「紙芝居」として発表しました。平成 17 年（2005 年）には、地域リーダーの育成を図るため「ファシリテーター養成講座」を開講し、平成 18 年（2006 年）にはこれらのセミナー受講生有志によるグループが活動を開始し地域リーダーとして活躍されています。

また、プラン策定に向けて、平成 14 年（2002 年）には、「男女共同参画社会についての町民アンケート調査」を実施し、町民の意識や実態の把握を行い、翌年の平成 15 年（2003 年）には、学識経験者や住民で組織する「太子町男女共同参画プラン策定委員会」を設立し、庁内においても計画を全庁的に進めるために「太子町男女共同参画推進本部」と「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム」を設置しました。

それぞれの委員会では、国内外の新しい動きや町施策の推進状況を踏まえ計画の策定について審議が進められ、平成 16 年（2004 年）6 月に「太子町男女共同参画プラン」、平成 21 年（2009 年）3 月に「太子町男女共同参画プラン（改訂版）」、平成 26 年（2014 年）3 月に「第 3 次太子町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざした施策を推進してきました。

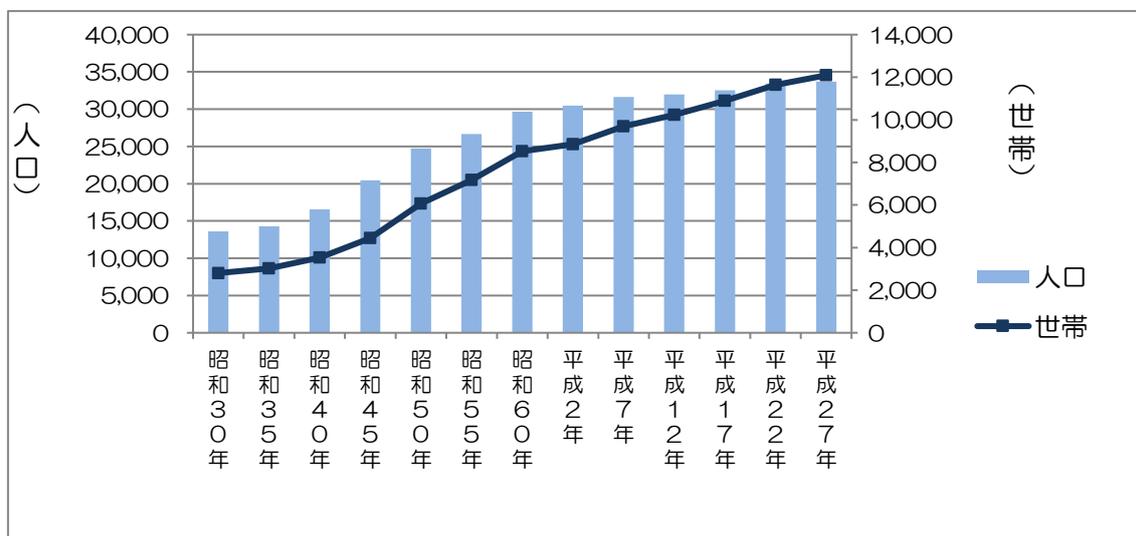
### ②太子町の社会状況

#### ◇人口の推移

太子町の人口は、平成 27 年国勢調査（2015 年 10 月 1 日現在）の結果では 33,690 人です。この結果は、前回調査から 0.8%の増加となっています。

世帯数についても同様に増加しています。

（図 1）人口の推移 【太子町】



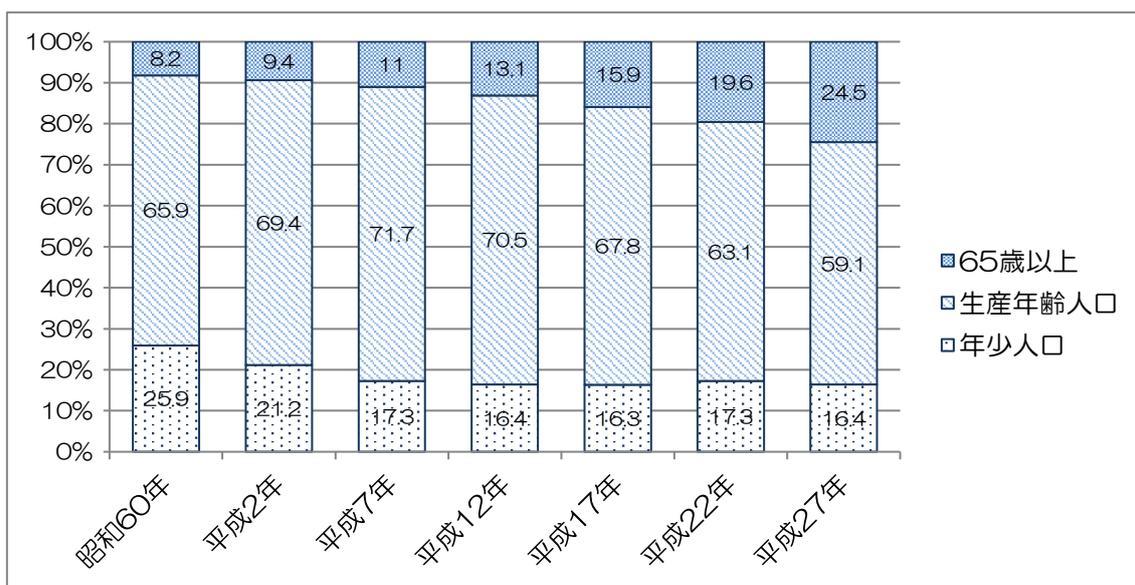
資料：国勢調査

### ◇人口構造の推移

太子町の人口構造は、平成 22 年度と平成 27 年度を比較すると、65 歳以上の人口割合が 4.9 ポイント高くなり、年少人口（0～14 歳の人口）割合が 0.9 ポイント低くなり、高齢者や年少者を支える生産年齢人口（15～64 歳人口）の割合が 4.0 ポイント低くなる結果となりました。

全国的に少子高齢化が進むなか、太子町においても少子高齢化が進んでいることが数値として現れた結果となりました。

（図 2）人口構造の推移（太子町）



資料：国勢調査

### ◇合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生涯に産む子どもの人数に相当する合計特殊出生率は、平成 22 年度と平成 27 年度を比較すると 0.23 ポイント低くなっています。

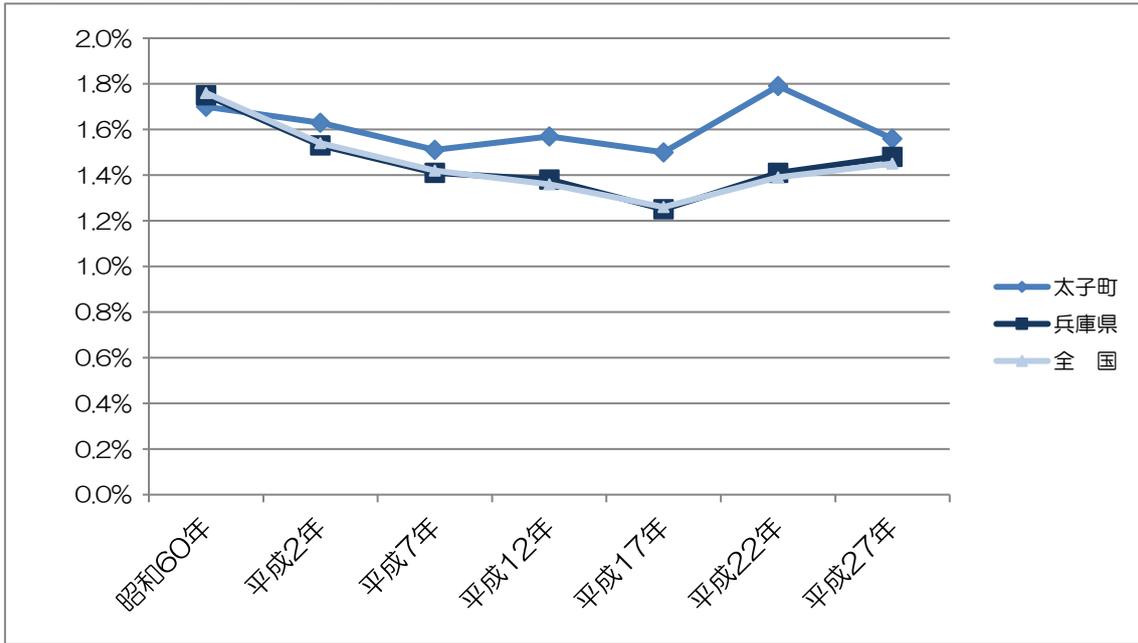
（表 3-1）合計特殊出生率の推移

（単位：％）

	昭和 60 年 1985 年	平成 2 年 1990 年	平成 7 年 1995 年	平成 12 年 2000 年	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 27 年 2015 年
太子町	1.70	1.63	1.51	1.57	1.50	1.79	1.56
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48
全 国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45

資料：国勢調査

(図3-2) 合計特殊出生率の推移



資料：国勢調査

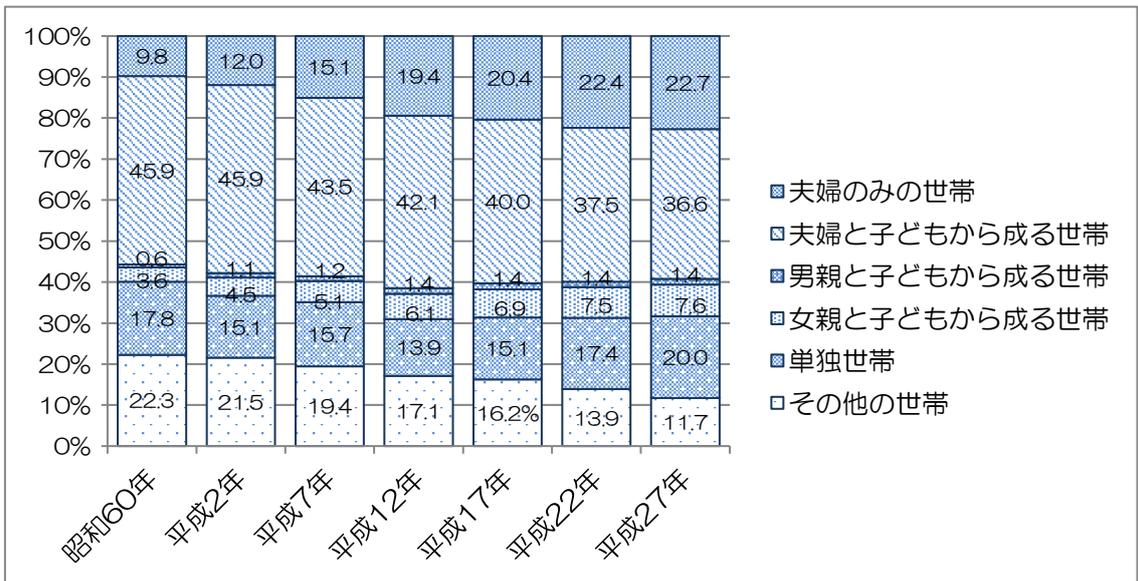
◇家族構成の変化

社会、経済の構造的な変化と、人々の価値観やライフスタイルの変化によって家族構成の形態も多様化しています。

太子町においても、「夫婦と子ども」や「その他の世帯」は減少傾向で、一方で「夫婦のみの世帯」や「ひとり親世帯」、「単独世帯」は増加傾向にあり、家族構成の多様化が進んでいます。

これまで主流であった男性が働き、女性が家事や子育て、高齢者の介護を担うといった性別役割分担意識や、それに根ざした男女の役割・生き方の見直しを迫られています。

(図4) 世帯構成別にみた世帯数の推移（太子町）



資料：国勢調査

◇就業の状況

太子町の女性の労働力率は、全国や県の結果と同様に結婚・出産・子育て期にあたる30代から40代前半にかけて低下する、M字カーブを描いています。

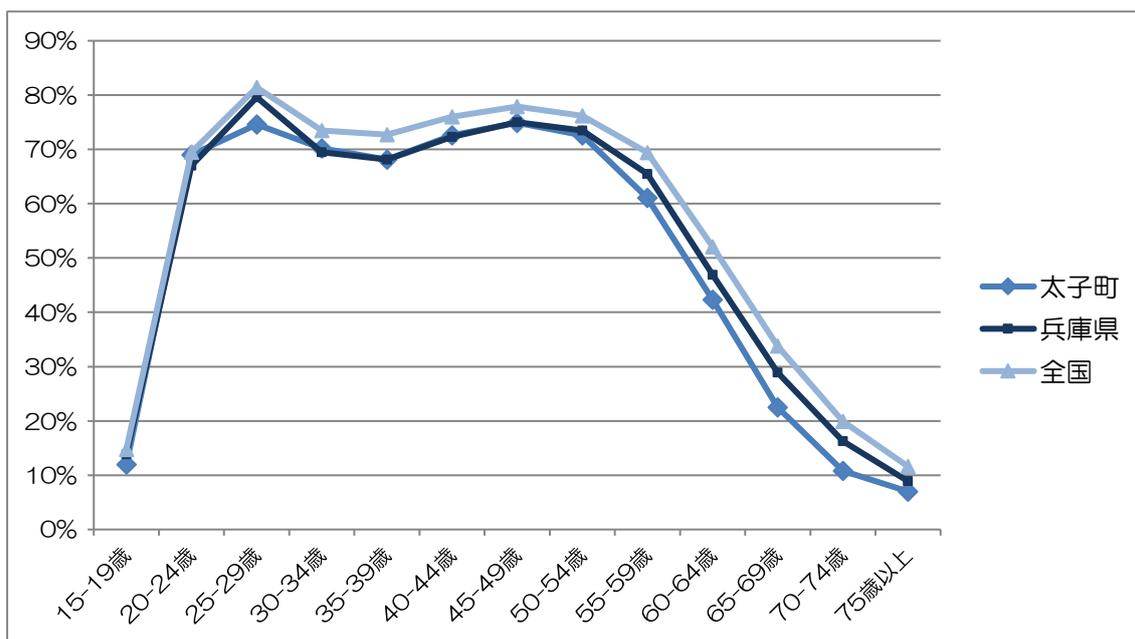
これは、女性が結婚や出産、子育てを機に離職していることを示しており、平成29年度に町が実施した「太子町男女共同参画に関する住民意識調査」の結果でも、仕事を続けることができるよう、子育て支援や職場環境の整備、子育て終了後の再就職支援の推進が求められています。

(表5-1) 女性の年齢別労働力率

(単位：%)

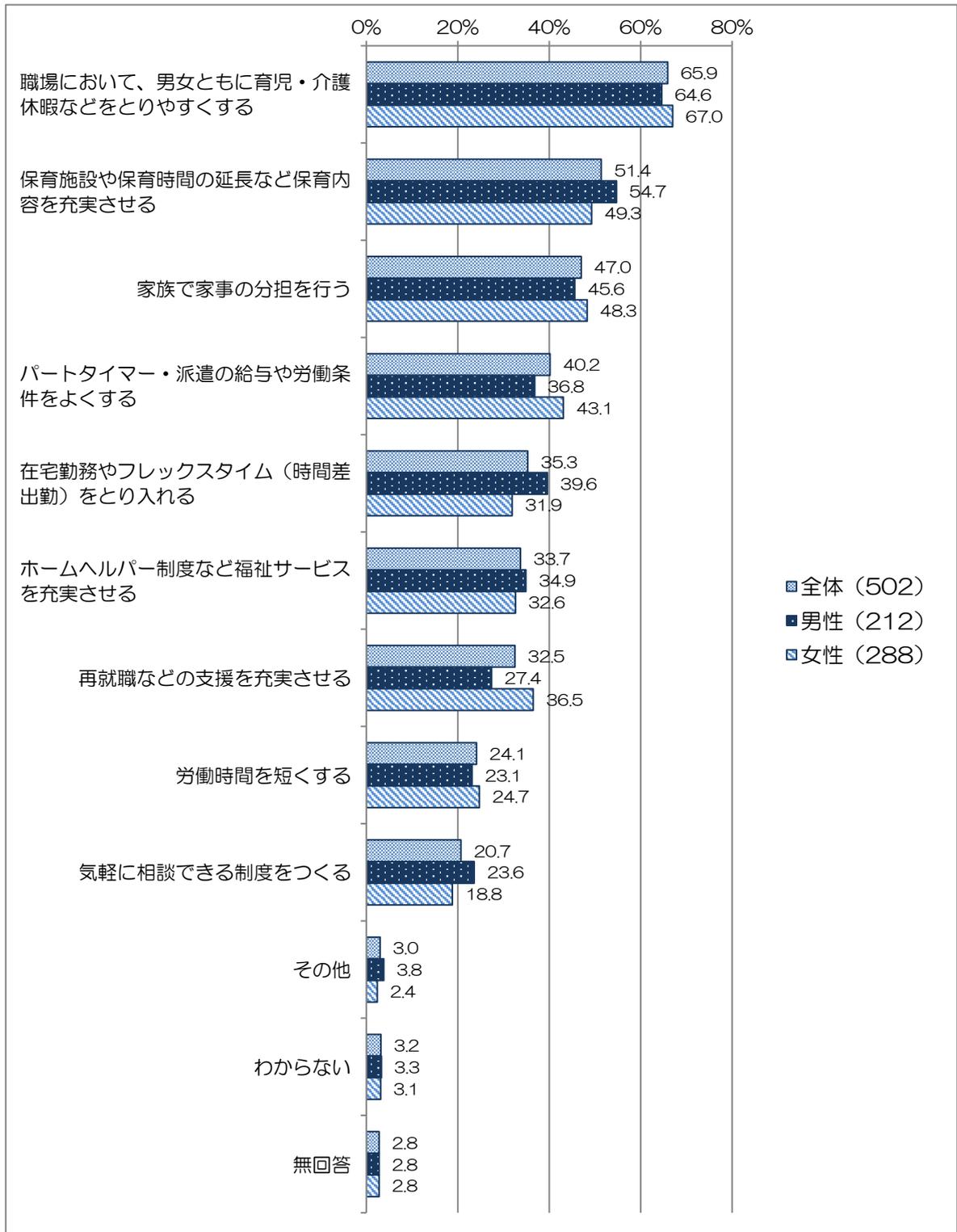
	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上
太子町	12.0	69.0	74.6	70.2	68.1	72.6	74.9	72.6	61.1	42.3	22.5	10.8	7.0
兵庫県	13.9	67.0	79.6	69.5	68.1	72.3	75.0	73.5	65.5	46.9	28.9	16.3	8.9
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8	19.9	11.6

(図5-2) 女性の年齢別労働力率



資料：平成27年国勢調査

(図6) 男女が働き続けるために必要だと思うこと (複数回答)



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

※グラフ中( )内は、設問の回答件数を表します。

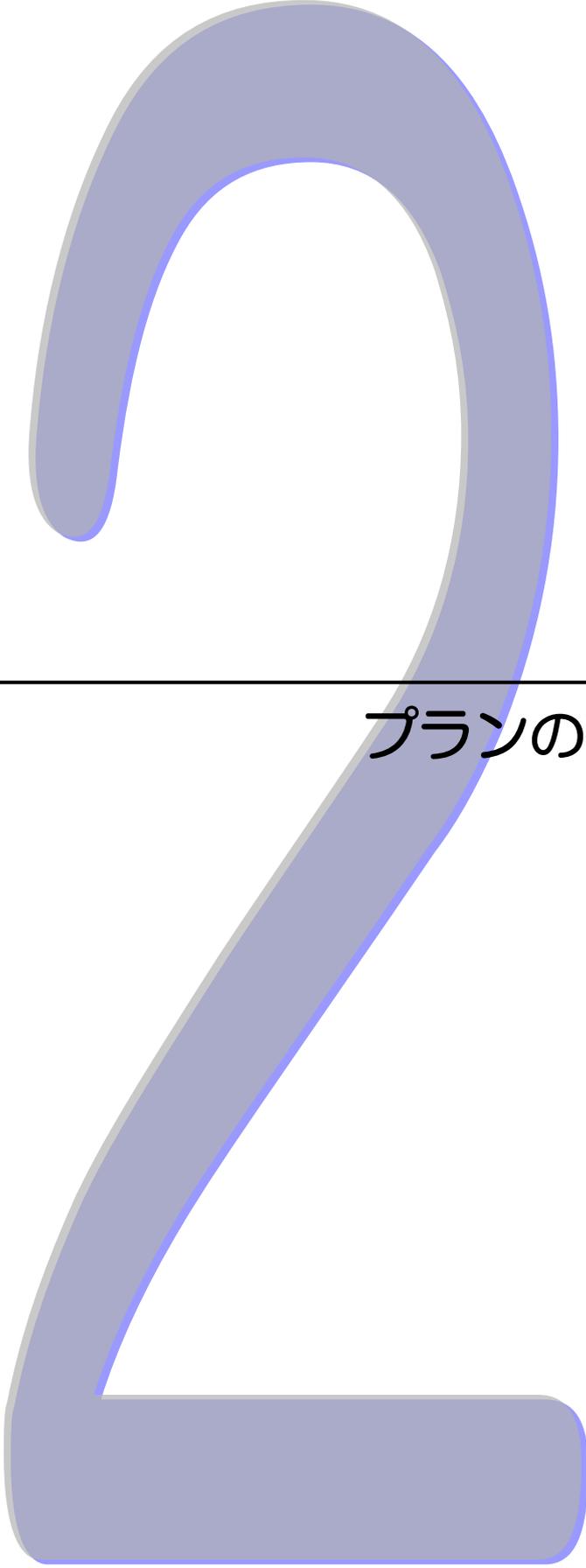
### 3 プランの性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく計画であり、国の「男女共同参画基本計画（第 4 次）」および兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2020」の趣旨を踏まえて、太子町が取り組むべき具体的施策を総合的、計画的に推進するための指針として策定するもので、前プランを継承した計画として位置づけます。
- (2) 太子町における男女共同参画社会の形成のための基本指針であり、上位計画である「第 5 次太子町総合計画」のもと、他の計画との整合性も考慮しています。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」として位置づけます。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画「太子町女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) 「平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査（以下、「住民アンケート」という。）」の結果を参考にしています。
- (6) 施策の推進にあたっては、行政のみならず、町民をはじめ、事業所、各種団体、グループ、NPO などの主体的な参画と協働のもとに進めていくものです。

### 4 プランの期間

このプランの目標年度は、2019 年（平成 31 年）度から 2023 年（平成 35 年）度までの 5 年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化などに対応した施策を進めるため、必要に応じて見直しを行います。

このページは白紙です

A large, stylized number '2' in a light purple color with a blue outline, positioned vertically on the left side of the page. It has a curved top and a horizontal base.

第Ⅱ章

---

プランの基本的な考え方

## 1 基本理念

男女共同参画社会の実現に向け、太子町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本プランの基本理念を以下のとおりとします。

た <sup>たが</sup>互いの人権を 尊重し  
い <sup>いしき</sup>意識を変えよう 男女の参画  
し <sup>しんらい</sup>信頼し合える 社会づくり

男女がともに希望をもって自分らしく活躍するためには、家庭や職場などのあらゆる場で互いを理解し、尊重する気持ちを育み、今までの慣習や意識を改め、信頼し支え合うことが大切です。このような社会を実現し、男女共同参画を取り巻くさまざまな問題を是正するための基本理念を掲げます。

新しい男女のあり方を見つけることによって、あらゆる面で男女が自立し、共に責任を分かち合う対等なパートナーシップが確立でき、共に豊かな充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざします。

## 2 基本目標

住民アンケート、国および県の推進計画、第3次プランの検証結果などから、「意識」「暮らし」「働くこと」というキーワードを導き出し、新たに法整備された「女性活躍推進」という考えを加えた4つの基本目標を掲げ、本プランの基本理念に基づき、施策の推進に取り組みます。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- (2) 安心して暮らせる環境づくり
- (3) 仕事と生活が両立できる環境づくり
- (4) 全ての男女がともに活躍できる環境づくり

### 3 求められる取り組み

平成 29 年度に実施した住民アンケートの結果、回答数が多かった項目に関連する取り組みや特定の法律で推進事項である取り組みについて、より積極的に推進します。

#### (1) 男女共同参画意識の普及・啓発および教育・学習の推進 ⇒【基本目標 1 内で取り組む】

固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行によって個人の自由な選択が妨げられないよう、広報誌やホームページをはじめ、セミナーや講演会などのあらゆる機会を通じて継続的な啓発活動を推進し、男女が互いを認め、立場を尊重し合える意識を醸成します。

さらに、多様な選択を可能にする教育・学習は、未来を担う子どもたちの意識や価値観に男女共同参画意識や人権意識を根付かせるとともに、将来あらゆる分野で能力を発揮するために必要不可欠なものです。子どもたちが性別にとらわれず、主体的に社会に参画していく能力の育成を図ります。

#### (2) 子育て・介護がしやすい環境づくり ⇒【基本目標 2 内で取り組む】

固定的な性別役割分担意識によって、育児や介護などの主な担い手は従来より女性であることが多く、そのことが、女性の就労や地域社会への参画を妨げる要因となってきました。男性の意識改革が不可欠であるのと同時に、子育てや介護支援の充実が必要です。

子育てや介護支援の充実および現行サービスの広報・啓発を推進し、個々のケースにおけるニーズに応え、女性が社会進出しやすい環境づくりを推進します。

#### (3) DV の根絶と防止対策および支援の推進 ⇒【基本目標 2 内で取り組む】

配偶者などからの暴力（DV）は、身体への暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力を含め、被害者の心身に危害を及ぼす重大な人権侵害です。

どのような場合であっても DV を許さない社会認識の啓発と防止対策、被害者の保護などの体制を強化し、DV の根絶に向けた取り組みを推進します。

#### (4) 就労の場における男女共同参画の推進 ⇒【基本目標 3 内で取り組む】

男女がともに充実した生活を持続するためには、働きたいと希望する全ての人に平等にチャンスが与えられなければなりません。

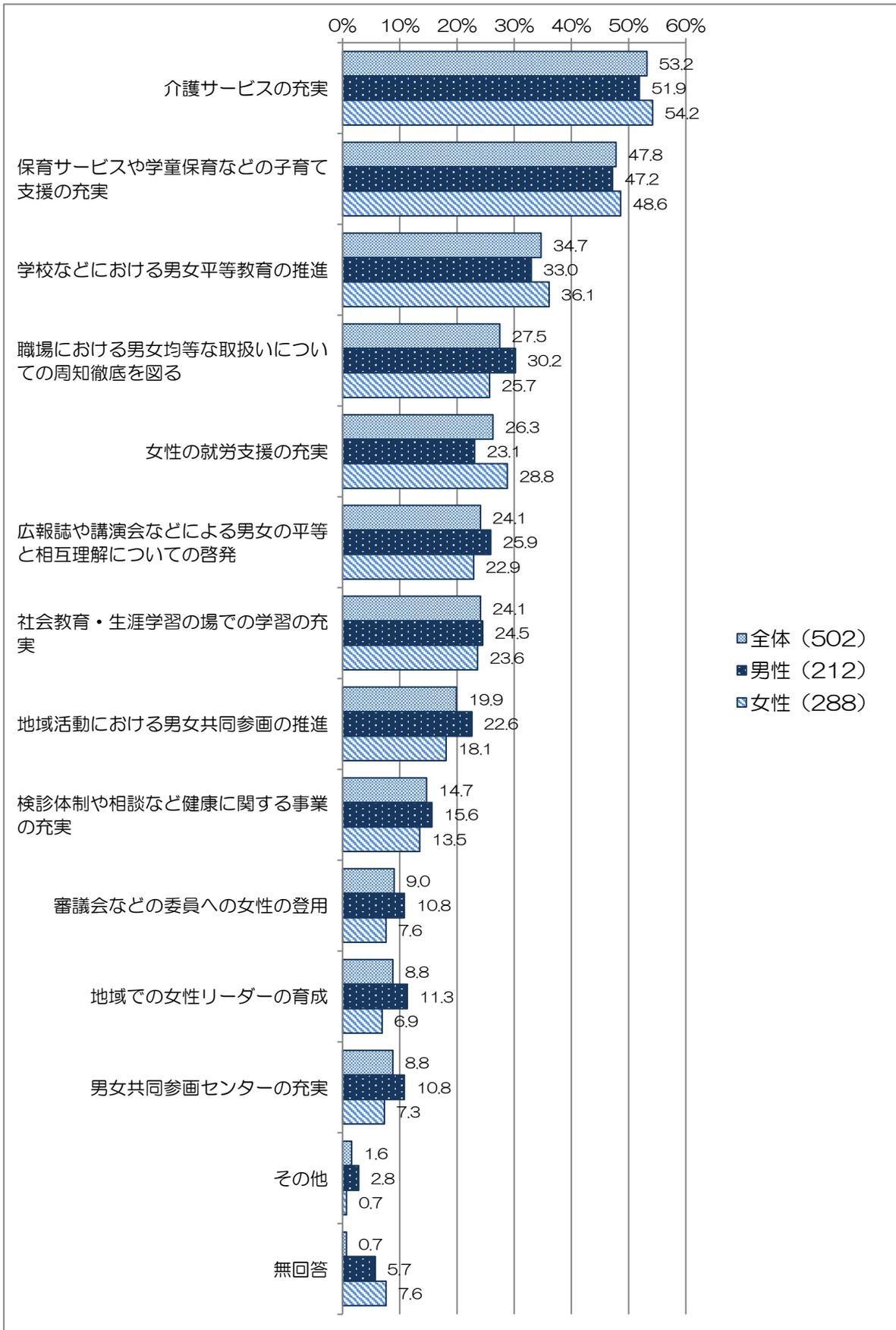
また、男性と異なることのない女性の就業機会の確保や職域の拡大、再就職など、女性のチャレンジやキャリアアップを推進し、女性の知識や能力の向上を支援し、就労の場における男女間の差をなくし、お互いに能力を発揮することができるよう施策を推進します。

#### (5) 全ての男女がともに活躍できる環境づくり ⇒【基本目標 4 内で取り組む】

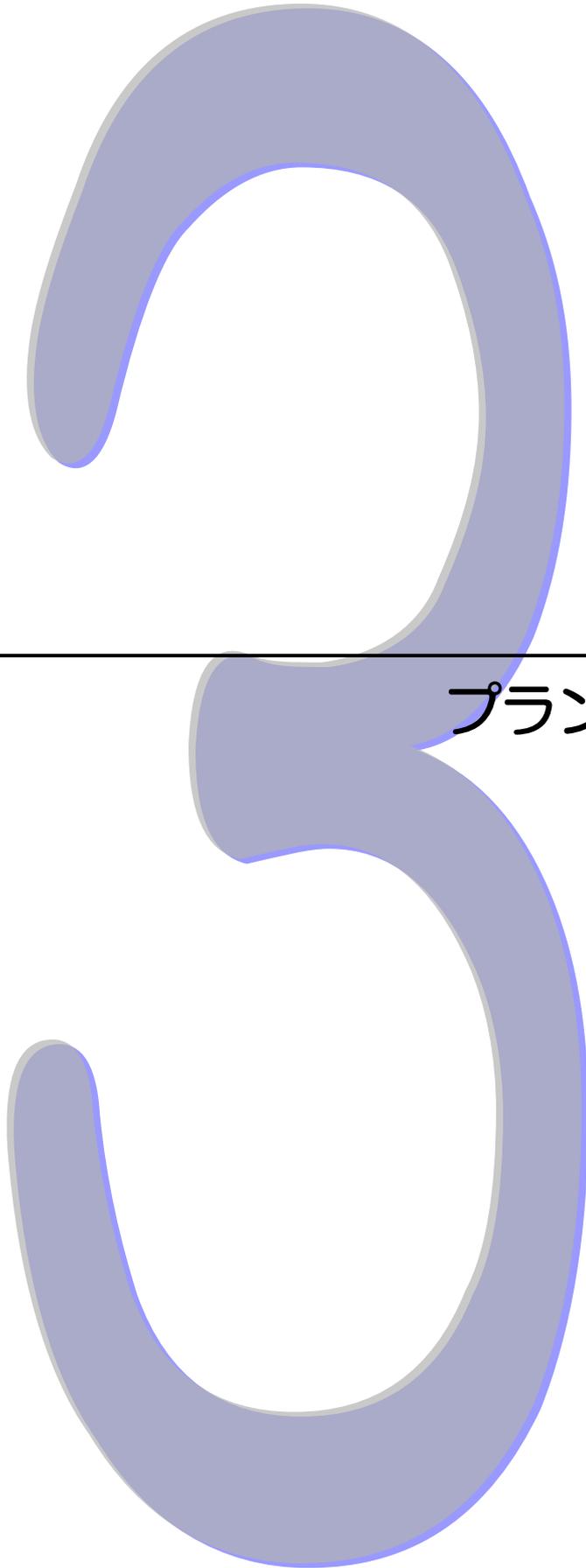
男女共同参画の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として、共に責任を担い、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることが必要です。

あらゆる分野で女性が参画し、活躍できるような環境づくりを推進します。

(図7) 男女共同参画の推進に必要なと思う施策 (複数回答)



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

A large, stylized number '3' in a light purple color with a blue outline, positioned vertically in the center of the page. A horizontal black line crosses the middle of the '3'.

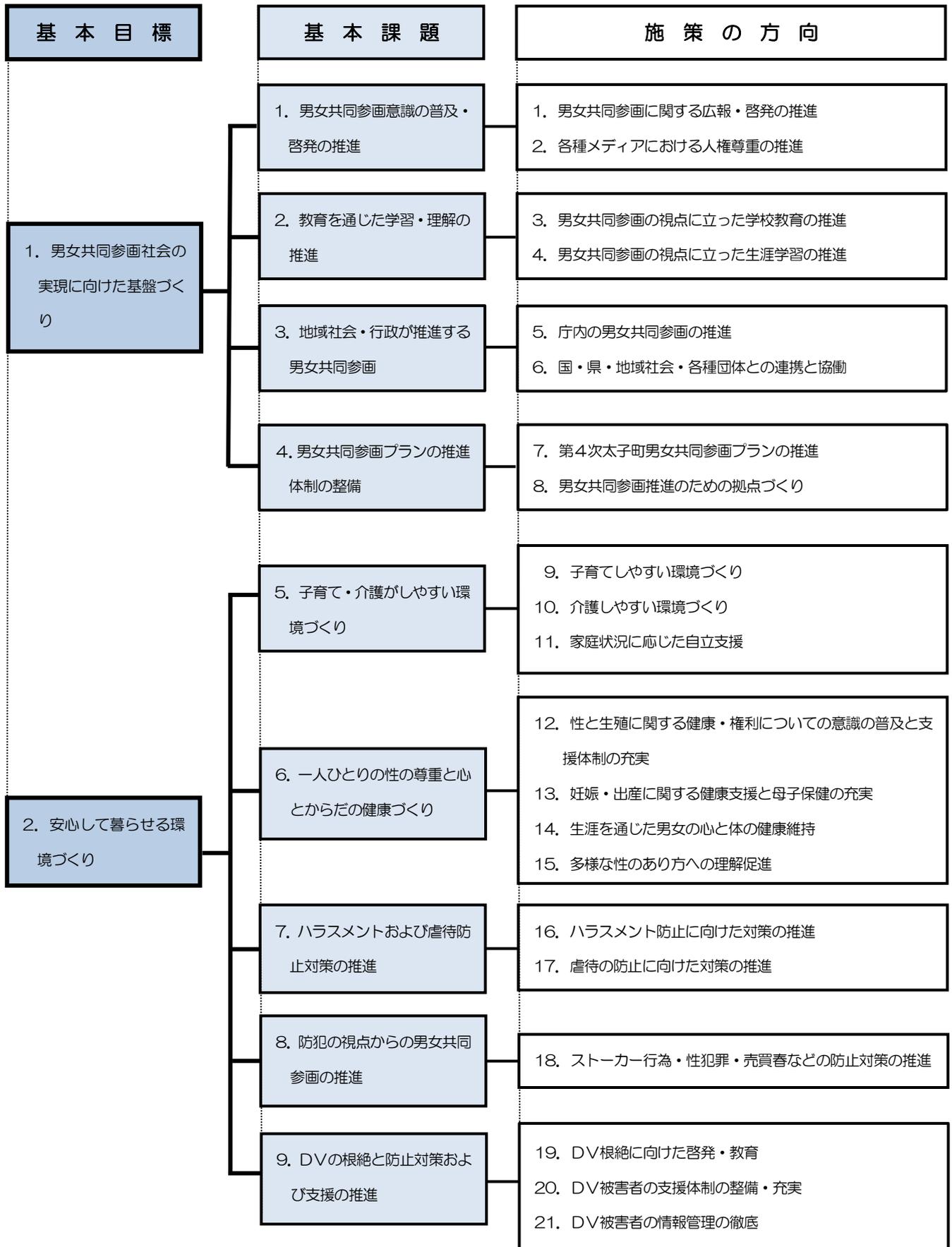
第Ⅲ章

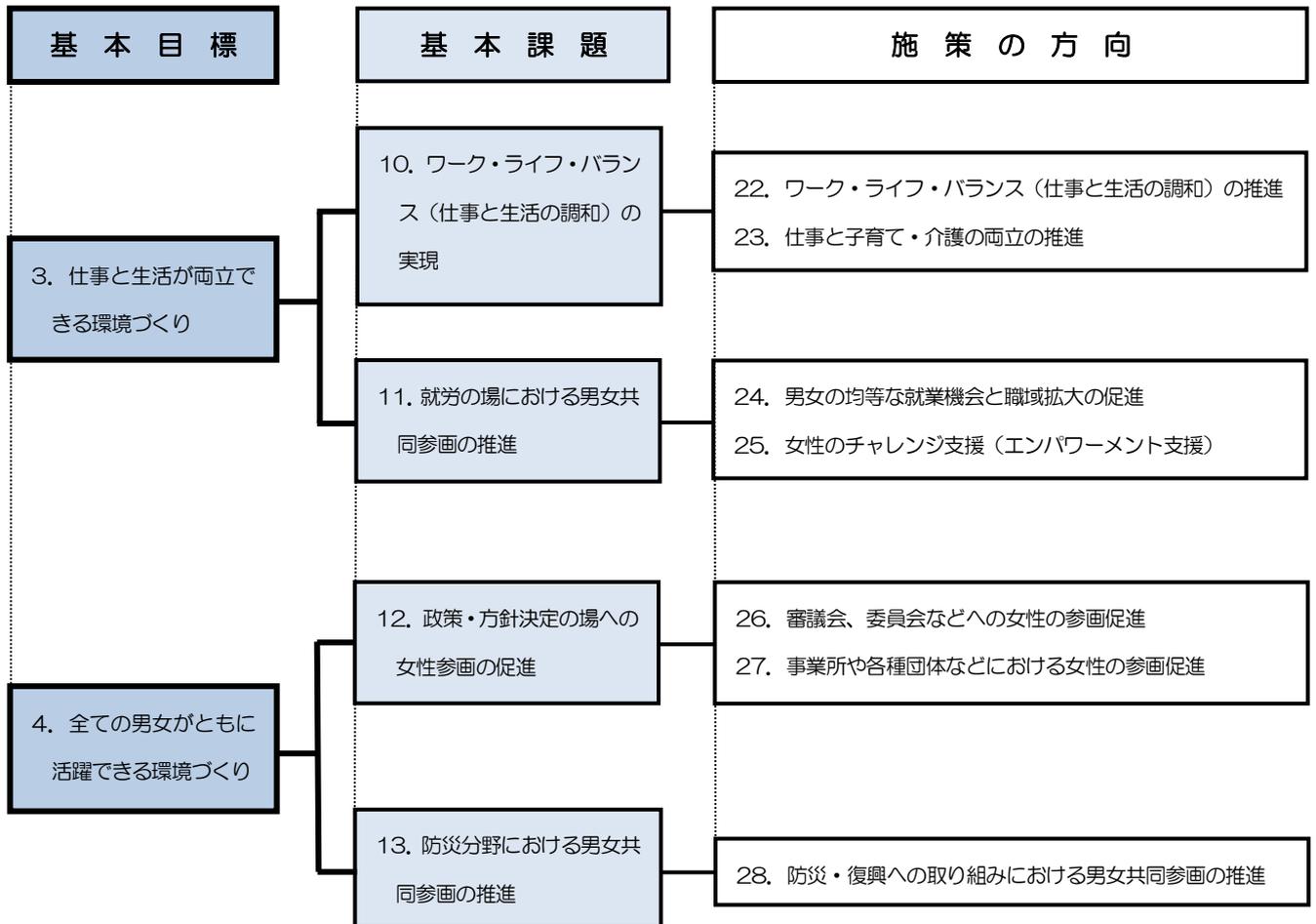
---

プランの体系・内容

# 1 施策の体系

このプランにおける施策の体系は、13の基本課題、28の施策の方向および54の具体的施策により構成されています。





このページは白紙です

## 2 施策の内容

### 【基本目標1】

#### 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女が対等な立場で自分の意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、共に責任を担うべき社会を実現するため、平成11年（1999年）に男女共同参画基本法が施行されて以降、男女共同参画社会の実現をめざしたさまざまな法律や制度が整備されてきました。

しかしながら、性差別や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、家庭・職場・学校・地域のあらゆる分野に、依然として深く残っています。

目まぐるしく変化する社会情勢の中で、潜在的な意識の改革は一朝一夕では成しえないことから、こうした状況を少しずつ改革し、男女がともにその立場を尊重し、対等に責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を築いていくための基盤として、さまざまな角度から意識の醸成を図ります。

---

## 基本課題 1

### 男女共同参画意識の普及・啓発の推進

---

#### ◆現状と課題

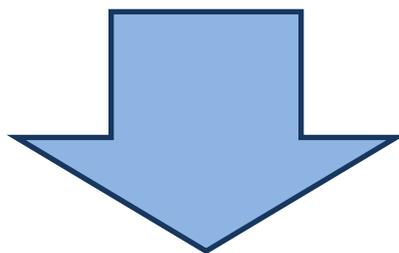
男女が互いを認め、立場を尊重し合える社会の実現には、男女が正しい基本的知識を身につけることが重要です。

しかしながら、我が国の高度成長期を支え、日本の繁栄をもたらした「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、社会情勢が変わった現在においても、家庭、職場、学校、地域の中に存在し続け、男女の生き方や働き方の可能性を狭めている状況も見受けられます。

平成 29 年度に実施した住民アンケートの『「男は仕事、女は家庭」という考え方について』の設問で、「反対」は 63.9%（「どちらかといえばそう思わない」を含む。）、「賛成」は 29.9%（「どちらかといえばそう思う」を含む。）の結果となり、約 3 割の町民の意識改革が進んでいない現状です。

また、社会の価値観や人々の意識の形成にメディアが与える影響は多大であることから、固定的な性別役割分担意識を助長することがないよう、人権に配慮した表現を推進していくことが重要であるとともに、情報を受け入れる側も、主体的に正しいものを読み取る能力を養うことが重要です。

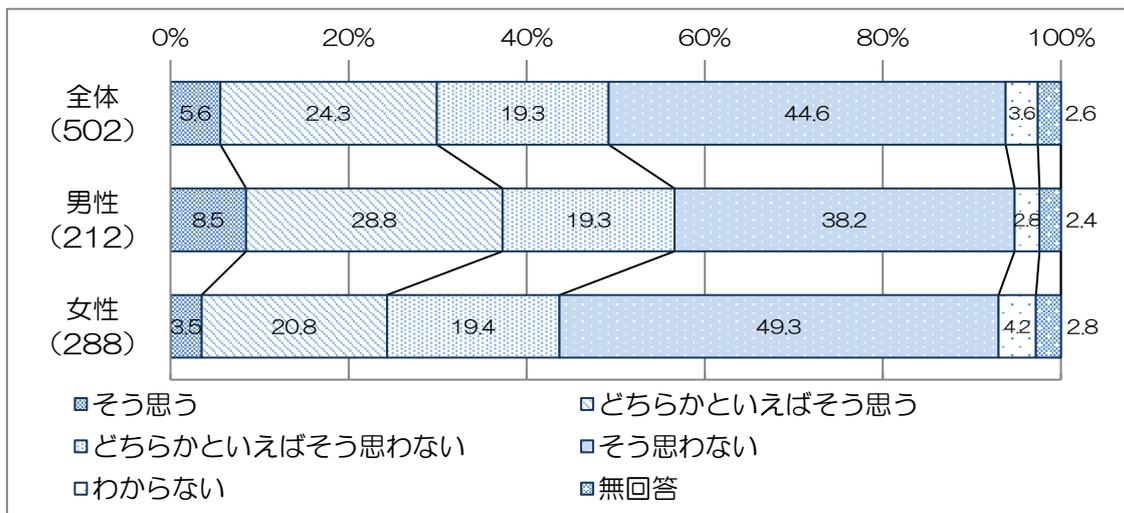
これらのことから、今後も社会のあらゆる分野において、男女共同参画の視点で見直し、一人ひとりの意識に潜在している性別役割分担意識や男性優位の考え方など、現状の解消に向け普及・啓発の推進を図っていく必要があります。



#### ●施策の方向

1. 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
2. 各種メディアにおける男女共同参画の推進

(図8)「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

### 施策の方向 1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

性別役割分担意識に基づく制度や慣行などを見直し、男女共同参画の意識を広く浸透させます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	情報提供・啓発活動の推進	性別役割分担意識に基づいた制度・慣行などの見直しや男女平等の意識づくりに向けた広報・啓発活動を充実させます。 ●広報、ホームページなどによる啓発の充実 ●男女共同参画に関する情報提供の実施 ●男女共同参画週間などさまざまな機会を通じた広報・啓発の実施	企画政策課 社会教育課
②	講演会・講座・セミナーなどの実施	男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発をするために講演会などを開催します。 また、誰もが参加しやすい開催日時、託児などに配慮します。 ●人権教育実践発表会の開催 ●住民学習会・人間の生き方講座の充実 ●「男女共同参画」をテーマにした講演会などの開催 ●「男女共同参画」をテーマにしたセミナーなどの実施	企画政策課 社会教育課

## 施策の方向 2 各種メディアにおける男女共同参画の推進

町が各種メディアで発信する情報について、男女共同参画の視点で作成します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	町が広報やホームページなどで発信する情報について、男女共同参画の視点に立った表現の徹底	固定的な性別役割にとらわれない、多様な姿を積極的に取り上げていくよう、町が広報やホームページなどで発信する情報について男女共同参画の視点に立ち作成します。 ●男女共同参画の視点に立った表現の徹底	企画政策課 関係各課

---

## 基本課題2

### 教育を通じた学習・理解の推進

---

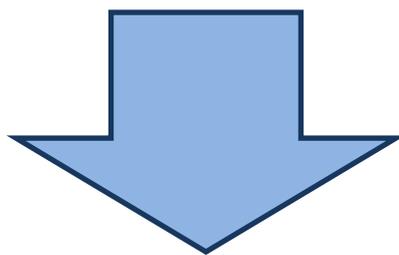
#### ◆現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが重要であり、多様な選択を可能にする教育・学習は、未来を担う子どもたちの意識や価値観に男女平等意識や人権意識を根付かせるとともに、将来あらゆる分野で能力を発揮するために必要不可欠なものです。

住民アンケートの『子育てについての考え方』の結果では「女の子、男の子と性別による区別はせずに、個性に応じた育て方をするほうがよい」という意見が全体で 52.4%となり過半数を占め、「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てるほうがよい」という意見は全体の 10.4%であり、「ある程度、女の子は女らしく、男の子は男らしく育てるほうがよい」という意見は全体の 32.5%でした。

子どもたちが「女らしさや男らしさ」という固定観念にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、多くの時間を過ごしている学校において男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ることが重要です。

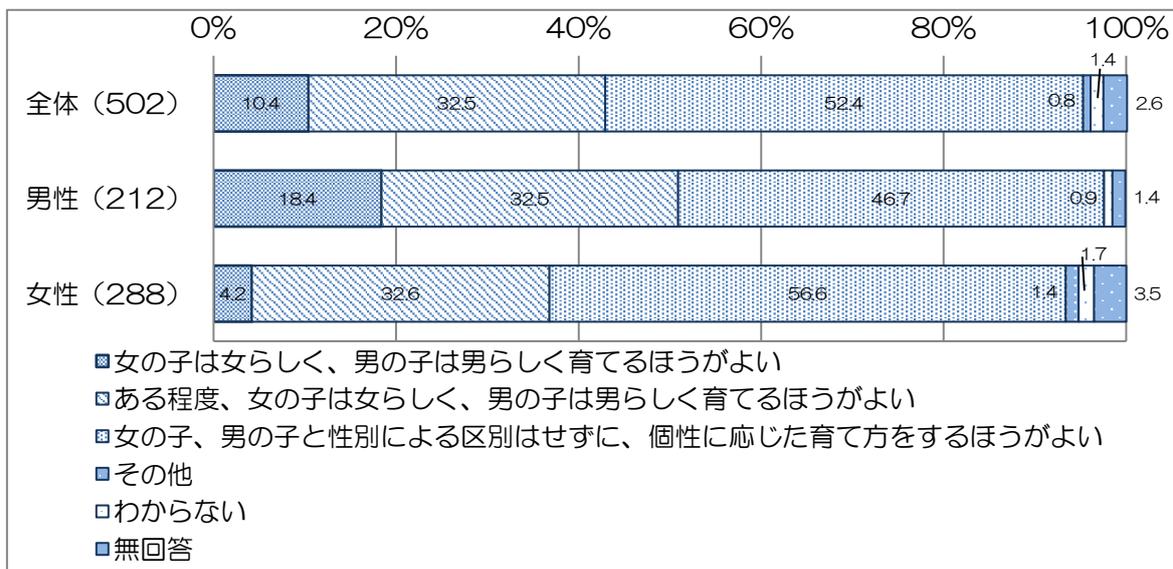
また、あらゆる世代の人々が性別にとらわれず、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択し、地域社会でいきいきと過ごすために、男女共同参画の視点に立った生涯学習の機会を創出し、意識啓発を推進していく必要があります。



#### ●施策の方向

3. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
4. 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

(図9)「子どもの育て方」について



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

### 施策の方向 3 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

子どもたちが性別にとらわれず、主体的に社会に参画していく能力の育成を図ります。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	成長段階に応じた教育の推進	成長段階に応じた男女共生教育を推進し、個性や能力の伸長を図ります。子どもたちが「自分らしさ」を発揮し幅広い選択ができるよう自然の中や地域社会でのさまざまな体験活動を通じた教育を推進します。 ●男女共同参画の視点に立った進路指導の充実 ●さまざまな体験活動を導入した教育活動の推進 ●人権教育の充実（保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校）	社会福祉課 管理課 社会教育課
②	学校現場における男女共同参画の推進	学校現場におけるあらゆる機会を通して男女共同参画の意識を育みます。 ●男女共同参画の視点に立った教職員の配置の推進 ●セクシュアル・ハラスメント防止策に関する研修会の開催 ●教職員のための人権、男女共同参画教育研修の充実 ●保護者を対象とした男女共同参画に関する研修の実施	管理課 社会教育課

#### 施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

社会教育や生涯学習を通じて男女共同参画に関する学習機会を提供します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	生涯学習講座の推進	男女共同参画の視点に立った生涯学習講座を開催します。 ● 公民館などにおける男女共同参画に関する学習機会の充実 ● 男女共同参画に関する人権学習の充実 ● 若年層を対象とした講座の実施	企画政策課 社会教育課

---

## 基本課題 3

### 地域社会・行政が推進する男女共同参画

---

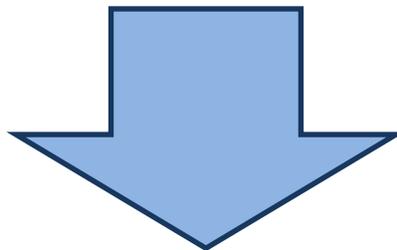
#### ◆現状と課題

男女共同参画社会の実現には、行政が男女共同参画の視点を反映した施策を総合的に展開する必要があり、その政策の立案や実施に携わる町職員自らが、男女共同参画についての意識を備え、多岐にわたる町行政執務を遂行していくことが、町全体の男女共同参画の推進へとつながります。

第3次太子町男女共同参画プランに基づき、太子町の職場での固定的な性別役割意識の改善や女性管理職の登用、仕事と子育ての両立支援などを推進してきました。

職員研修会の開催などによる、さらなる意識改革や積極的な取り組みで、町が男女共同参画の推進モデルとして町全体をけん引していけるよう庁内での推進を図ります。

また、国・県などの行政機関はもとより、地域社会や各種団体との連携強化により、それぞれの立場で共通認識を持ちながら連携と協働を取りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた役割を果たしていく必要があります。



#### ●施策の方向

5. 庁内の男女共同参画の推進
6. 国・県・地域社会・各種団体との連携と協働

## 施策の方向 5 庁内の男女共同参画の推進

町が率先して組織内の制度や慣行の見直しを図り、男女共同参画の推進モデルとなるよう取り組みます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	職員への研修会開催	職員を対象とした男女共同参画に関する研修や啓発を実施します。 ●職員研修の充実	総務課
②	女性職員が活躍できる職場環境づくり	女性活躍推進法に基づく、太子町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を推進し、女性職員が職場で力を発揮できるよう職場環境を整備します。 ●性別により区別しない担当業務内容の見直し ●男女共同参画週間での意識づけの強化	総務課
③	管理職への女性登用	男女双方の意識改革を推進し、女性職員が管理職への登用に前向きな意識をもてる環境を整備します。 ●職員全体の意識改革の推進	総務課
④	職員の各種ハラスメント防止への取組促進	職員の就業意欲や能力発揮の妨げとなる各種ハラスメント防止に取り組みます。 ●セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会の活用 ●各種ハラスメント防止に関する意識啓発の推進	総務課
⑤	職員の仕事と子育ての両立支援	次世代育成支援対策推進法に基づく太子町特定事業主行動計画「仕事と子育ての両立支援プラン」を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めます。 ●職員が安心して育児休業などを取得することができる環境整備 ●男性職員の育児休業などの取得促進	総務課

## 施策の方向 6 国・県・地域社会・各種団体との連携と協働

施策の実施に向けて、関係機関と連携を図ります。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	地域社会活動における男女共同参画の推進	男女ともに、積極的に地域に関心をもち、地域活動・NPO・ボランティア活動に参加・参画するよう働きかけます。 ●地域団体・NPO法人・ボランティア組織などへの活動に関する情報提供	企画政策課 関係各課
②	関係機関との連携と協働	女性団体をはじめとするさまざまな機関、組織、団体、グループ、NPOなどと協力しながら男女共同参画の施策を推進するとともに、国・県および関係機関と情報交換を図り連携強化に努めます。 ●男女共同参画推進員西はりま連絡会議との連携 ●活動団体のネットワークづくり ●ひょうご女性チャレンジねっとの活用 ●兵庫県立男女共同参画センター・イーブンとの連携 ●姫路市男女共同参画推進センター・あいめっせとの連携	企画政策課

---

## 基本課題 4

### 男女共同参画プランの推進体制の整備

---

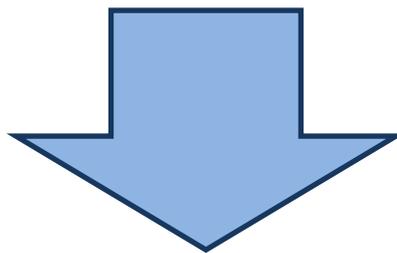
#### ◆現状と課題

太子町では平成 16 年（2004 年）3 月に、第 1 次プランとしての「太子町男女共同参画プラン」、平成 21 年（2009 年）3 月に、第 2 次プランとしての「太子町男女共同参画プラン（改訂版）」、平成 26 年（2014 年）3 月に「第 3 次太子町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。

計画の目標設定については第 3 次プランまでに取り組んできた施策を効果検証し、さらに社会情勢などを鑑み、国や県の推進計画との整合性を図り、継承し継続する施策、新たに行う施策、見直しをする施策と事業自体に濃淡をつけて、計画的に推進する必要があります。

しかしながら、目標をより実効性のあるものにするためには具体的な数値目標を設定し、目に見えるかたちで進捗状況の検証を行っていくことが、より着実な計画の推進へとつながります。

また、計画の推進体制については、男女共同参画の主体は町民であることから、町民の参画と協働による推進を図るとともに、庁内の推進体制として各施策の計画的かつ円滑な推進に向け、庁内推進本部や関係課との連携に基づく推進体制を強化し、住民と行政が一体となって太子町の男女共同参画の推進に取り組んでいくことが必要です。



#### ●施策の方向

7. 第 4 次太子町男女共同参画プランの推進
8. 男女共同参画推進のための拠点づくり

### 施策の方向 7 第 4 次太子町男女共同参画プランの推進

施策を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものとするための体制を整えます。  
男女共同参画に関する町民意識や実態調査を実施し、把握に努めます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	「第 4 次太子町男女共同参画プラン」の推進	町民と行政が一体となってプランの推進を図ります。 ●推進のための数値目標の設定 ●数値目標の達成状況の公表と意見提案を行う機会の創出	企画政策課 関係各課
②	意識調査・実態調査の実施	施策に反映していくために、男女共同参画に関する町民意識などの把握に努めます。 ●町民に対する意識調査などの実施 ●事業所の男女共同参画に関する実態の把握	企画政策課 産業経済課 社会教育課

### 施策の方向 8 男女共同参画推進のための拠点づくり

町民が男女共同参画に積極的に取り組めるよう、活動拠点の設置をめざします。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	男女共同参画推進のための拠点づくり	町民とともに男女共同参画への取り組みを推進するにあたり、太子町の規模などの状況に応じた拠点づくりを推進します。 ●相談窓口の設置 ●図書や情報を提供するコーナーの充実	企画政策課

## 【基本目標2】

### 安心して暮らせる環境づくり

性別に関係なく生涯をいきいきと暮らしていくことは、人々が生きるうえでの目標であり、それを実現することが最大の幸福です。

そこに男女共同参画の視点からの取組を推進することで、より充実した人生を送れる社会が実現されると考えます。

特に女性は、妊娠や出産などにより男性が経験しない健康上の問題に直面することがあるため、その健康維持・増進を支援し、安心して子どもを産むことができる環境を整備する必要があります。

また、各種ハラスメント、虐待といった行為が顕在化するなかで、あらゆる面で弱い立場の人が、優位な立場にある人から受ける暴力などの人権侵害行為は絶対に許されない行為です。

DVについても、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるため、相談から自立まで切れ目のない継続した支援が求められます。

誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で、人間らしく豊かで安心して暮らせる環境づくりを推進します。

---

## 基本課題 5

### 子育て・介護がしやすい環境づくり

---

#### ◆現状と課題

性別役割分担意識のもと、育児や介護などの主な担い手は従来より女性であることが多く、そのことが、女性の就労や地域社会への参画を妨げる要因となってきました。

住民アンケートの『家庭内の仕事の分担について』に関する回答結果でも、家事全般については、“理想”と“現実”の両方の設問で“主として妻”と回答した数値のほうが“主として夫”と回答した数値より軒並み大きく、特に“現実”ではその差はさらに大きくなります。

このことから、家事全般については、依然として女性の役割であると答えたほうが多いという結果となりました。

こうした状況を少しずつでも解消していくため、前プランからの男女共同参画の視点に立った家庭生活を支援する子育てや介護などのサービスや相談体制を個々のケースにおけるニーズに合わせ、さらに充実させる必要があります。

また、太子町は兵庫県下での高齢化率は低く、年少人口比率と合計特殊出生率が高い、元気ある「若いまち」であります。

しかしながら、人口構成の高齢者が占める割合が高くなり、高齢化へと進んでいる状況は他の市町村と変わりありません。

少子高齢化社会の中で、女性の晩婚化による出産年齢が高齢化することにより、子育てと介護が同時期に発生する世帯（ダブルケア世帯）の増加が予想されています。

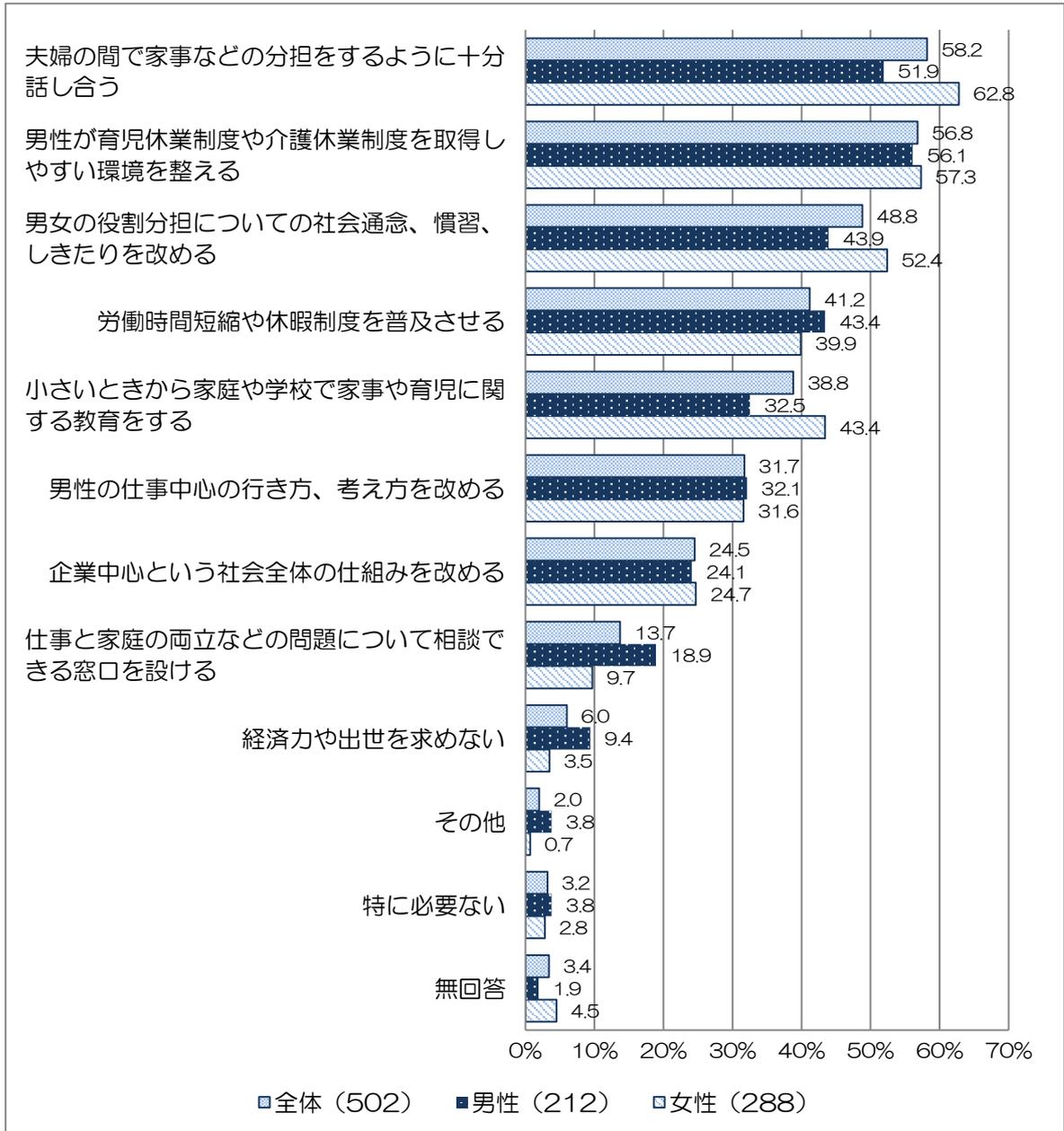
子育て世代への支援をはじめ、介護支援やひとり親家庭、生活や社会的に困難な状況におかれている人への生活の安定と自立に向けた支援を行い、全ての人が安心して自立した生活を送ることができる社会づくりを推進する必要があります。



#### ●施策の方向

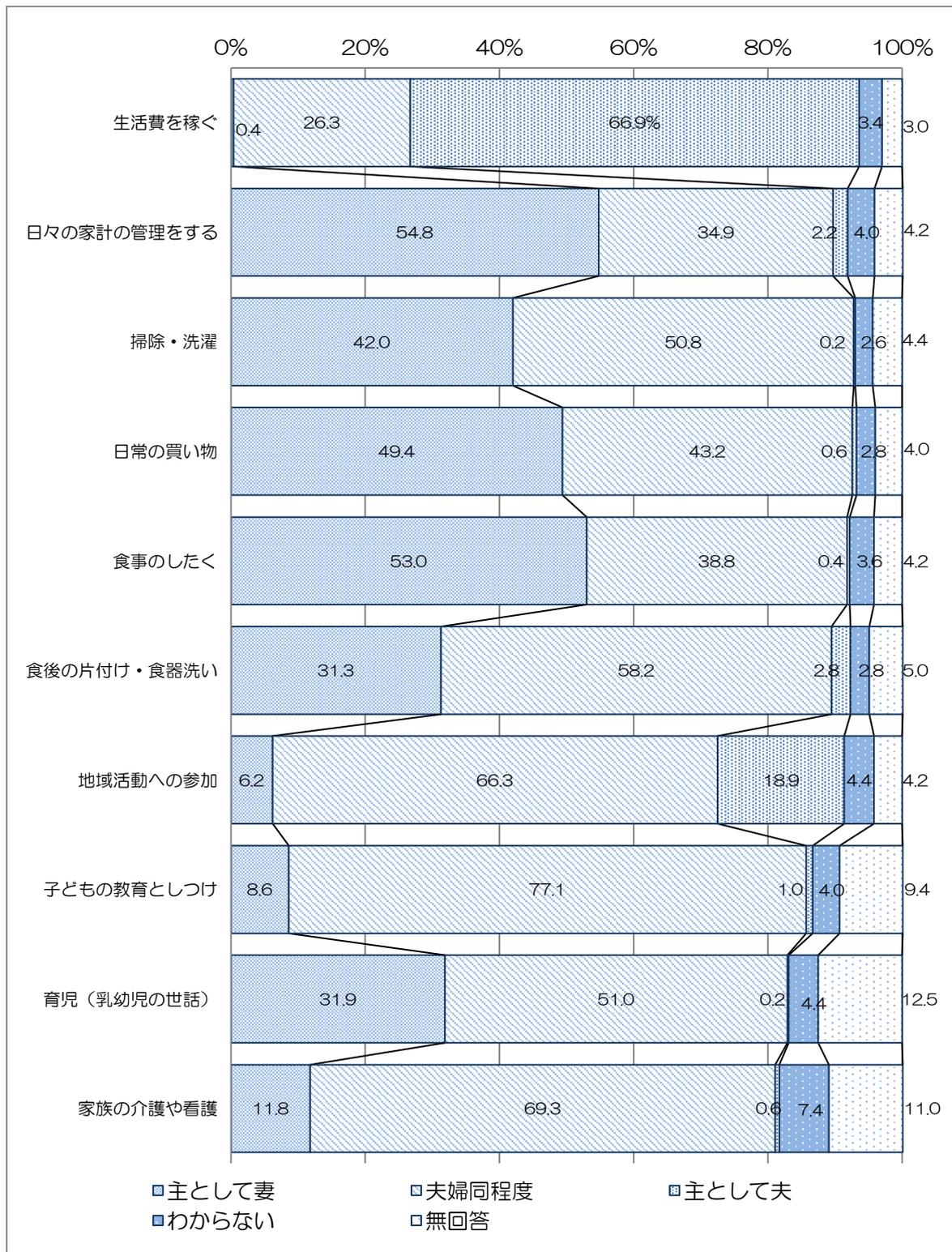
- 9. 子育てしやすい環境づくり
- 10. 介護しやすい環境づくり
- 11. 家庭状況に応じた自立支援

(図 10) 男性が家事などに参加するために必要だと思うこと



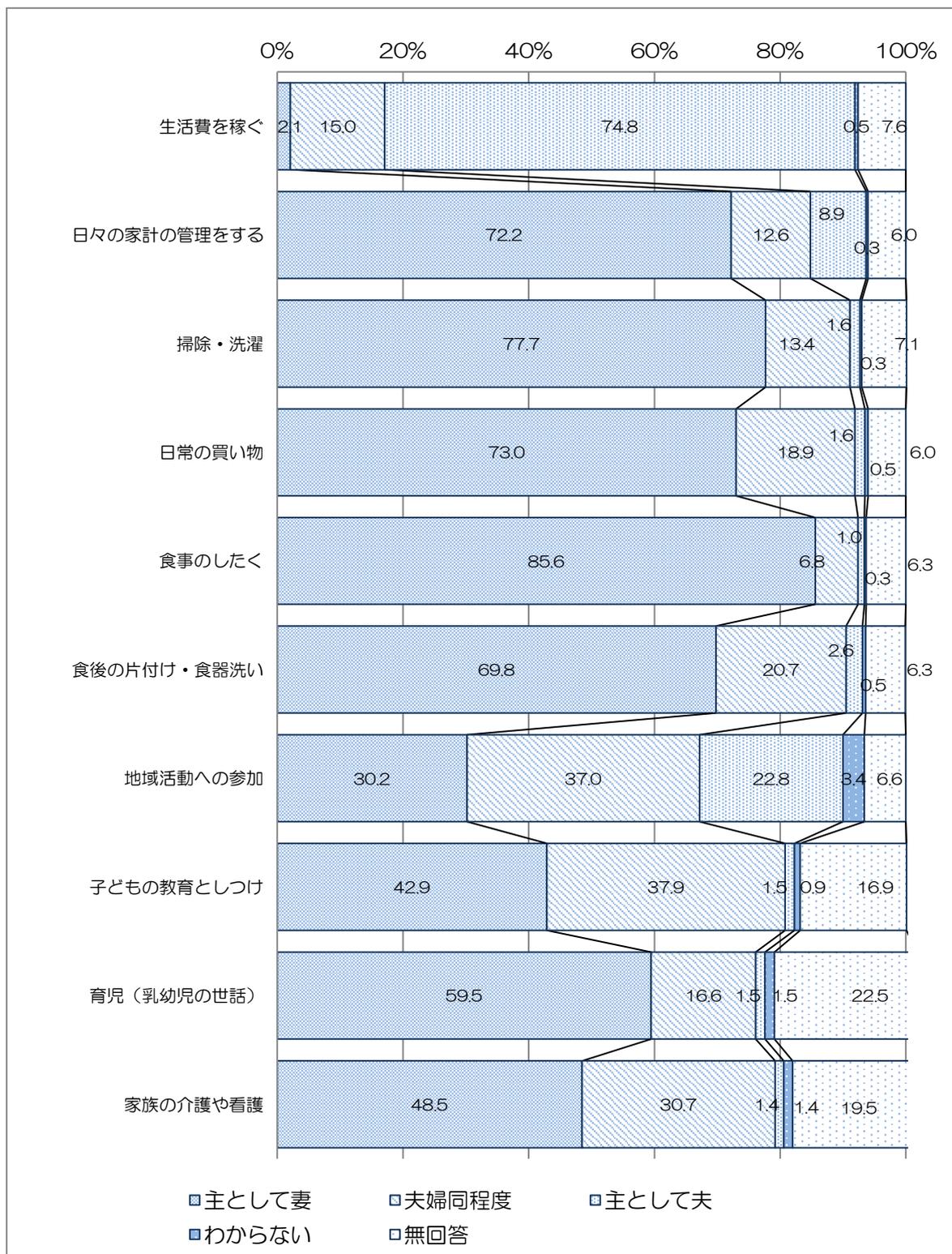
資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

(図 11) 家庭内での仕事の分担について 【理想】



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

(図 12) 家庭内での仕事の分担について 【 現 実 】



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

## 施策の方向 9 子育てしやすい環境づくり

男女が安心して子育てしながら仕事や地域活動に参画できるよう、子育てしやすい環境づくりに努めます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	子育てサービスの充実	<p>子どもを安心して産み育てられるよう、子育てに対する社会的な支援体制を築き、働く男女が子育てと仕事を両立できる環境、子どもを健やかに育てられる環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育施設の整備・保育サービスの充実</li> <li>●学童保育事業の充実</li> <li>●子育て支援事業の充実</li> </ul>	社会福祉課 さわやか健康課 管理課 社会教育課
②	地域での子育て支援	<p>女性に集中しがちな子育てへの負担を軽減し、女性の社会進出を促すため、地域における子育てを総合的に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●乳児家庭全戸訪問事業の実施</li> <li>●子育てひろばの充実</li> <li>●“声かけ運動”の推進</li> <li>●小学校の学校支援ボランティアへの参画促進</li> <li>●地域での多世代交流ができる事業の実施</li> <li>●保育ボランティアの育成</li> <li>●子育てファミリーサポートセンターの活用促進</li> </ul>	社会福祉課 さわやか健康課 管理課 社会教育課
③	子育てに関する相談体制の充実	<p>子育てについてのさまざまな悩みや学校園での生活や勉強などについて相談しやすい体制を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て相談事業の拡充</li> <li>●教育相談の実施</li> <li>●スクールカウンセラーの配置</li> <li>●子育て支援ネットワークの構築</li> </ul>	社会福祉課 さわやか健康課 管理課

## 施策の方向 10 介護しやすい環境づくり

介護に関する情報を提供するとともに相談体制を充実させます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	介護支援の情報提供	介護に関する支援事業の情報提供を充実させます。 ●広報紙などによる情報提供	高年介護課 社会福祉課
②	介護に関する相談窓口の充実	介護についてのさまざまな悩みなどを相談しやすい体制を充実させます。 ●地域包括支援センターなどでの相談体制の充実	高年介護課 社会福祉課

## 施策の方向 11 家庭状況に応じた自立支援

社会的に困難な状況にある人の生活の安定と自立に向けて、就業支援や情報提供の推進と相談体制の構築をめざします。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	ひとり親家庭などの自立支援	ひとり親家庭などの生活の安定と向上を図るための自立支援と相談体制の充実を図ります。 ●経済的支援などの情報提供 ●親に対する就業支援 ●民生委員・児童委員などによる相談体制の充実	町民課 社会福祉課 さわやか健康課
②	外国人への支援	在住外国人が地域の一員として生活していくための支援を行います。 ●支援ボランティアの多言語による情報提供や日本語教室の充実 ●地域の住民との文化交流を通じたコミュニティづくりへの支援 ●相談窓口などの設置の検討	企画政策課 関係各課

---

## 基本課題 6

### 一人ひとりの性の尊重と心とからだの健康づくり

---

#### ◆現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し相手に対して思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。

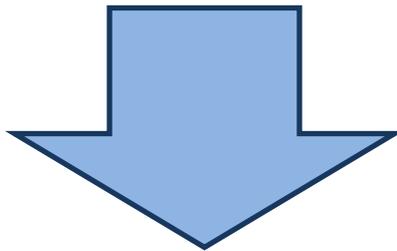
特に女性は、妊娠や出産などの可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することを男女ともに留意する必要があります。

このように、性への正しい理解のためには、年齢に応じた性に関する正しい学習と自らの意思で妊娠および出産やその他の性に関することについて判断し決定できる判断力を培うことが必要となります。

また、これからの高齢化社会に備え、男女がともに生涯を通じて健康で過ごせるよう、さまざまな年代やライフステージと性差を考慮した、心と体の健康づくりへの支援が重要となります。

太子町では合計特殊出生率が全国平均および兵庫県平均より高い 1.56（平成 27 年国勢調査）となっていますが、平成 22 年（2010 年）からは、0.23 ポイント減少しています。

女性の妊娠・出産期における母子の健康を維持するため、妊娠から出産までの一貫した支援を基礎として母子保健サービスのさらなる充実に努める必要があります。



#### ●施策の方向

12. 性と生殖に関する健康・権利に関する意識の普及と支援体制の充実
13. 妊娠・出産に関する健康支援と母子保健の充実
14. 生涯を通じた男女の心と体の健康維持
15. 多様な性のあり方への理解促進

## 施策の方向 12 性と生殖に関する健康・権利に関する意識の普及と支援体制の充実

男女がともに性に関して、正しい知識が理解できるよう支援します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の普及	性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方を啓発し、結婚・妊娠・出産などの機会に男女が互いの性を理解・尊重し合えるよう、対等な関係づくりの普及に努めます。 ●男女が互いの性を理解・尊重し合えるための情報提供と意識啓発 ●家族計画などの相談	企画政策課 さわやか健康課
②	年齢に応じた性教育の推進	発達段階に応じた性教育により、正しい知識を得ることにより、男女の心身の健全な育成を図ります。 ●HIV/エイズや性感染症などに関する情報提供や予防啓発、相談の充実 ●年齢に応じた性教育の充実	さわやか健康課 管理課

## 施策の方向 13 妊娠・出産に関する健康支援と母子保健の充実

妊娠や出産などについての健康づくりを支援します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	母性機能の社会的重要性についての意識啓発	母性機能が尊重・保護される学習の機会を提供します。 ●広報、各種教室などを通じた情報提供	さわやか健康課
②	妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供	子育て世代包括支援センターひだまりを中心とした妊娠から出産まで、一貫して健康診査、訪問、相談、各種教室などのサービスを提供します。 ●母子保健事業の充実 ●妊婦健診の拡充	さわやか健康課

## 施策の方向 14 生涯を通じた男女の心と体の健康維持

男女のライフステージに応じた心身の生涯にわたる健康づくりを支援します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	男女の心身の健康づくりのための総合的支援の充実	健康診査体制を充実させ、受診を促します。また、心や体について学ぶ機会や気軽に相談できる体制を整備し、健康保持のための施策を進めます。 ●ライフサイクルに応じた健康診査の実施 ●心身の健康に関する相談の充実 ●保健指導の実施 ●健康増進のための運動活動の推進	さわやか健康課 社会教育課

## 施策の方向 15 多様な性のあり方への理解促進

性的マイノリティの人も地域社会の一員として支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会を目指します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	多様な性のあり方への理解促進	性的マイノリティの人たちが、尊厳や権利を保障され、社会的に排除されないよう、理解促進を行います。 ●広報、ホームページなどによる意識啓発 ●性的マイノリティに関する学習機会の創出による理解促進	企画政策課 管理課 社会教育課

---

## 基本課題 7

### ハラスメントおよび虐待防止対策の推進

---

#### ◆現状と課題

一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認め合う人格の尊重意識は、男女が平等に職場や地域社会などで能力を発揮し、こころ豊かに生きるための基本といえます。

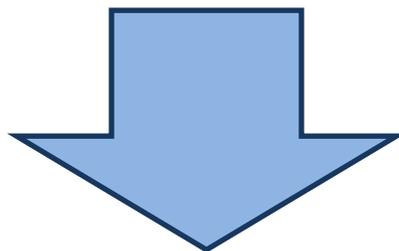
住民アンケートでは、セクシュアル・ハラスメントの被害にあったことがある人は全体の6.0%となっており、男性で1.9%、女性では8.7%となっています。

その被害時の相談先については、「がまんした（何もしなかった）」との回答が43.3%、次に、「家族や友人に相談した」との回答が26.9%となっており、実際に被害に遭った人が、公的機関や民間の相談機関へ相談したケースは一番少ないという現状でした。

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、人権侵害であるとともに、男女が平等で対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、職場や地域などによる防止や被害者相談体制の構築が必要です。

また、現在、家庭などでの子どもや高齢者、障害者に対する身体的・心理的虐待、介護の放棄などが社会的な問題となっています。

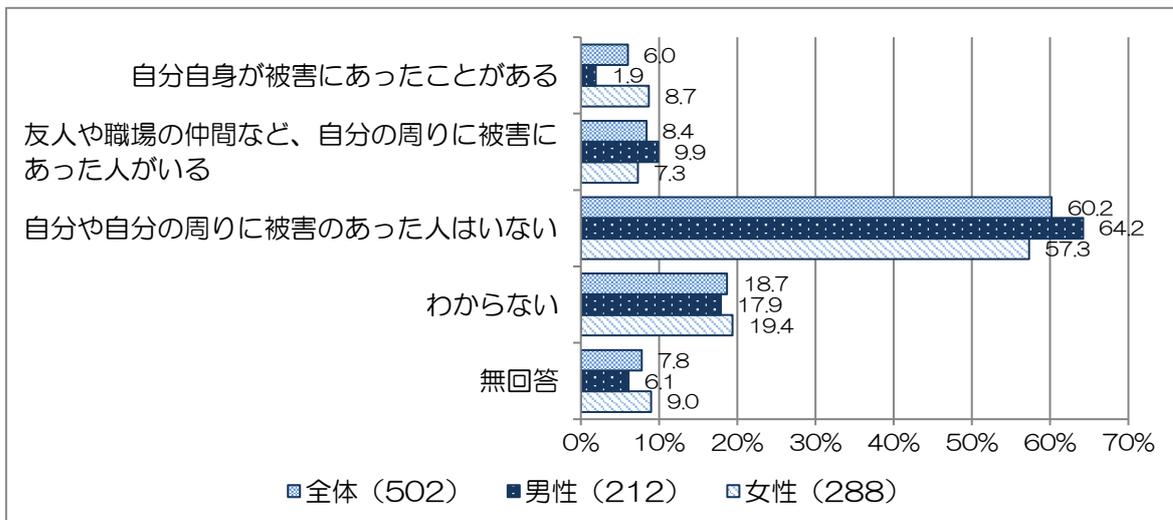
虐待行為は、被害者の人間としての尊厳と心身を侵害する許されない行為であることから、虐待行為の防止と支援体制の構築を図る必要があります。



#### ●施策の方向

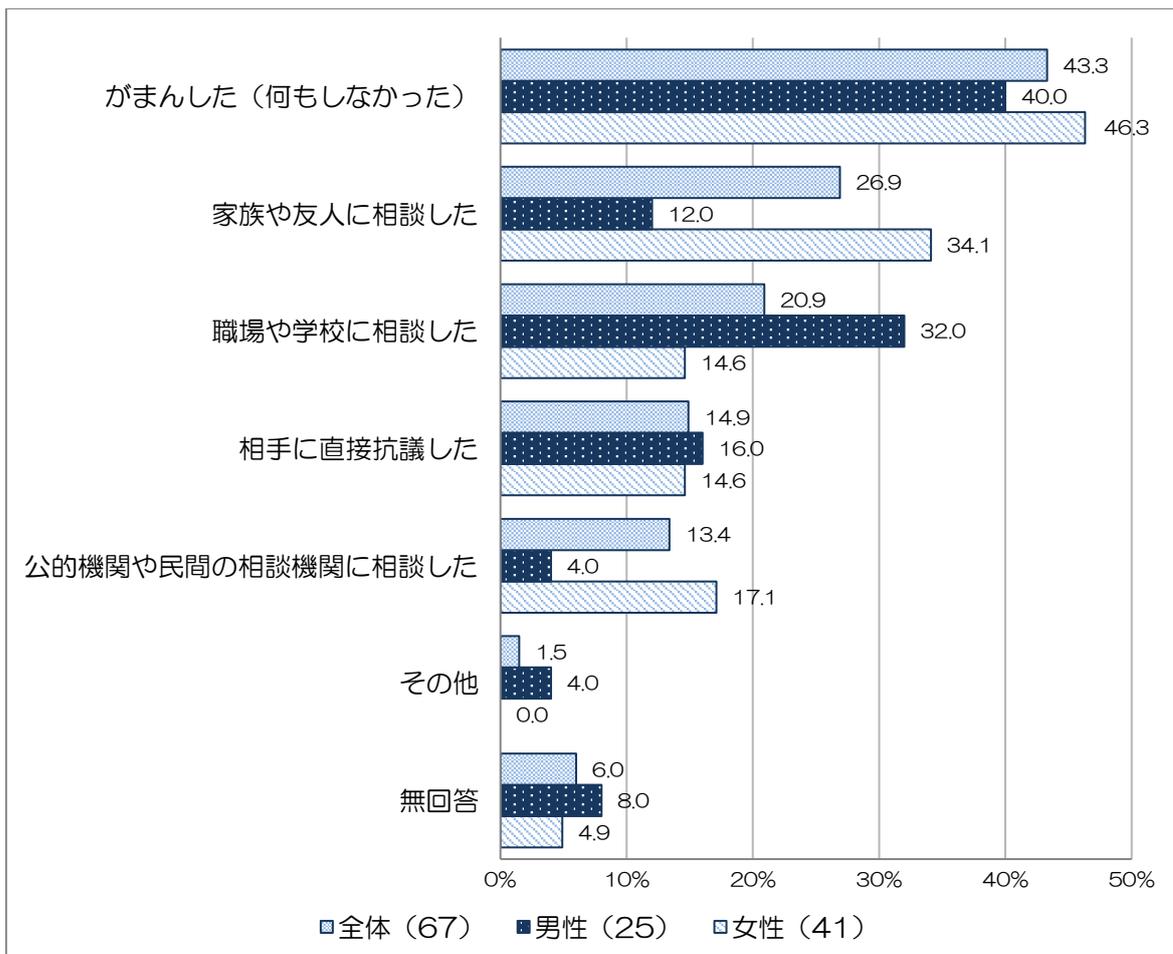
- 16. ハラスメント防止に向けた対策の推進
- 17. 虐待の防止に向けた対策の推進

(図 13) 「セクシュアル・ハラスメントの被害の有無」



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

(図 14) 「セクシュアル・ハラスメントのへの対処方法」



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

## 施策の方向 16 ハラスメント防止に向けた対策の推進

各種ハラスメント防止対策を推進します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	職場や地域などにおけるハラスメント防止体制の構築	セクシュアル・ハラスメント（性的マイノリティの人への差別的な言動を含む）、パワー・ハラスメントおよび職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどの人権を侵害する行為についての防止に向けた教育と啓発および被害者支援を行います。 ●ハラスメント防止に向けた教育・啓発活動の実施 ●相談窓口の充実と周知	企画政策課 産業経済課 管理課 社会教育課

## 施策の方向 17 虐待の防止に向けた対策の推進

児童、高齢者および障害者に対する虐待の防止対策を推進します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	児童虐待の防止と支援体制の構築	「児童虐待の防止等に関する法律」のもと、児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見、早期対応および適切な保護を図るため、関係課および関係機関のネットワークの充実を図ります。 ●「児童虐待防止推進月間」のキャンペーン啓発 ●関係機関との情報交換と連携体制の確保	社会福祉課 管理課
②	高齢者虐待の防止と支援体制の構築	「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」のもと、高齢者虐待の早期発見、早期対応および発生防止に向けた体制の構築を図ります。 ●関係機関との情報交換と連携体制の確保	高年介護課
③	障害者への虐待の防止と支援体制の構築	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のもと、障害者への虐待の早期発見、早期対応および発生防止に向けた体制の構築を図ります。 ●関係機関との情報交換と連携体制の確保	社会福祉課

---

## 基本課題 8

### 防犯の視点からの男女共同参画の推進

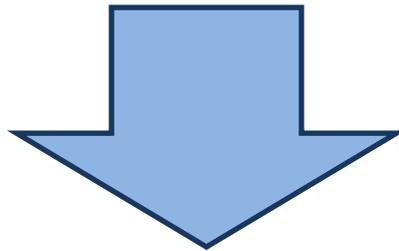
---

#### ◆現状と課題

警視庁の統計によると、全国の平成 29 年（2017 年）中のストーカー事案の認知件数は 2 万 3,079 件、強制的性交などの認知件数は 1,109 件、強制わいせつの認知件数は 5,809 件となっています。

エスカレートすると重犯罪に発展する恐れのあるストーカー行為や女性および子どもが被害者となりやすい性犯罪は、被害者の人権と心身を著しく侵害する許すことのできない行為です。

このような犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみで安全を守る自主防犯グループの活動推進や迅速な情報提供、被害者支援体制の構築など、警察や関係機関との連携を図る必要があります。



#### ●施策の方向

18. ストーカー行為・性犯罪・売買春などの防止対策の推進

## 施策の方向 18 ストーカー行為・性犯罪・売買春などの防止対策の推進

女性や子どもが被害者になりやすい犯罪の防止対策を推進します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	被害者支援体制の構築	<p>個人情報保護の徹底や関係機関との連携による被害者の速やかな安全確保など、支援体制の構築を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●警察などの関係機関との連携体制の確保</li> <li>●被害者情報の保護の徹底</li> <li>●被害者の適切な避難などに関する支援の推進</li> </ul>	<p>町民課 生活環境課</p>
②	防犯対策の強化	<p>青少年育成協議会や防犯推進委員会による広域的な防犯活動、各自治会の自主防犯グループによる防犯活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯情報紙の発行</li> <li>●青少年補導パトロールの強化</li> <li>●犯罪事例の公表</li> <li>●自主防犯グループの充実</li> <li>●「ひょうご防犯ネット」への登録促進</li> </ul>	<p>生活環境課 社会教育課</p>

---

## 基本課題 9

---

### DVの根絶と防止対策および支援の推進

---

#### ◆現状と課題

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）は、身体への暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力を含め、被害者となった人の心身に危害を与える犯罪となる重大な人権侵害です。

住民アンケートでは、DV経験があると回答した人（「何度もあった」と「1、2度あった」という回答した人の合計）のうち、「精神的ないやがらせ」を受けたとの回答が最も多く15.0%、次いで「身体に対する暴力」が13.0%となっており、「身体に対する暴力」については女性のほうが数値が高くなっていますが、「精神的ないやがらせ」については、男女の数値差はほぼありません。

また、DV被害時の相談先は「家族や親戚」が37.5%で最も多く、次いで「どこ（だれ）にも相談しなかった」が36.7%、「友人・知人」が30.8%となっています。

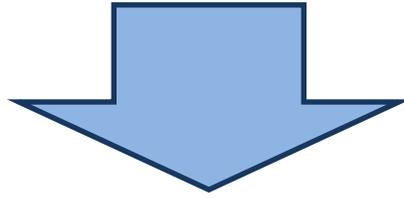
前回調査（平成25年度実施）と比較すると、家族や信頼できる友人への相談する割合は増加したものの、行政機関である町や県、警察、また人権擁護委員や民生委員への相談件数は依然として低いままです。

これは被害者が、「DVの被害を受けている」との自覚がない、また「自分さえ我慢すればいい」との意識が働いているからであり、DVに対する知識が正しく得られていないことが原因と考えられます。

DVに関する正しい知識を得る機会や被害者が相談できる窓口の周知活動を継続的に行うことがDV被害者の支援、DVそのものの根絶につながります。

DVという暴力行為は、男女共同参画社会の実現の妨げとなるとともに、その家庭に育つ子どもの成長と人格形成に深刻な影響を与える児童虐待となる行為です。

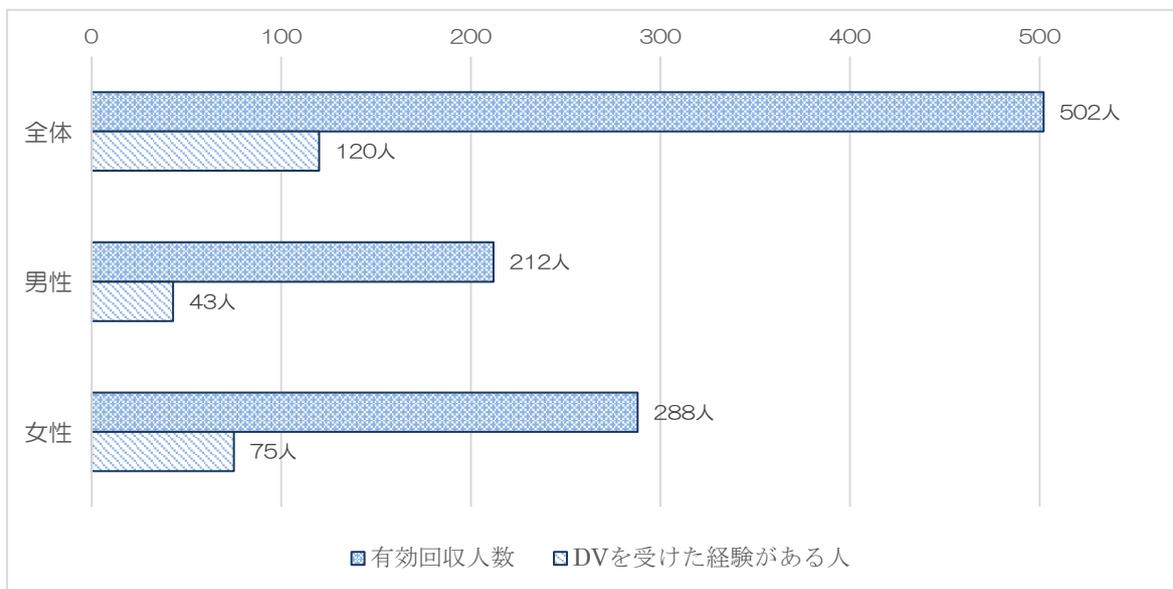
そういったことから、DV被害の早期発見とDV被害者支援を行うための体制の強化を図るとともに、DV防止に向けた教育・啓発を実施し、現在の社会情勢に対応するため、「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を改訂するものです。



● 施策の方向

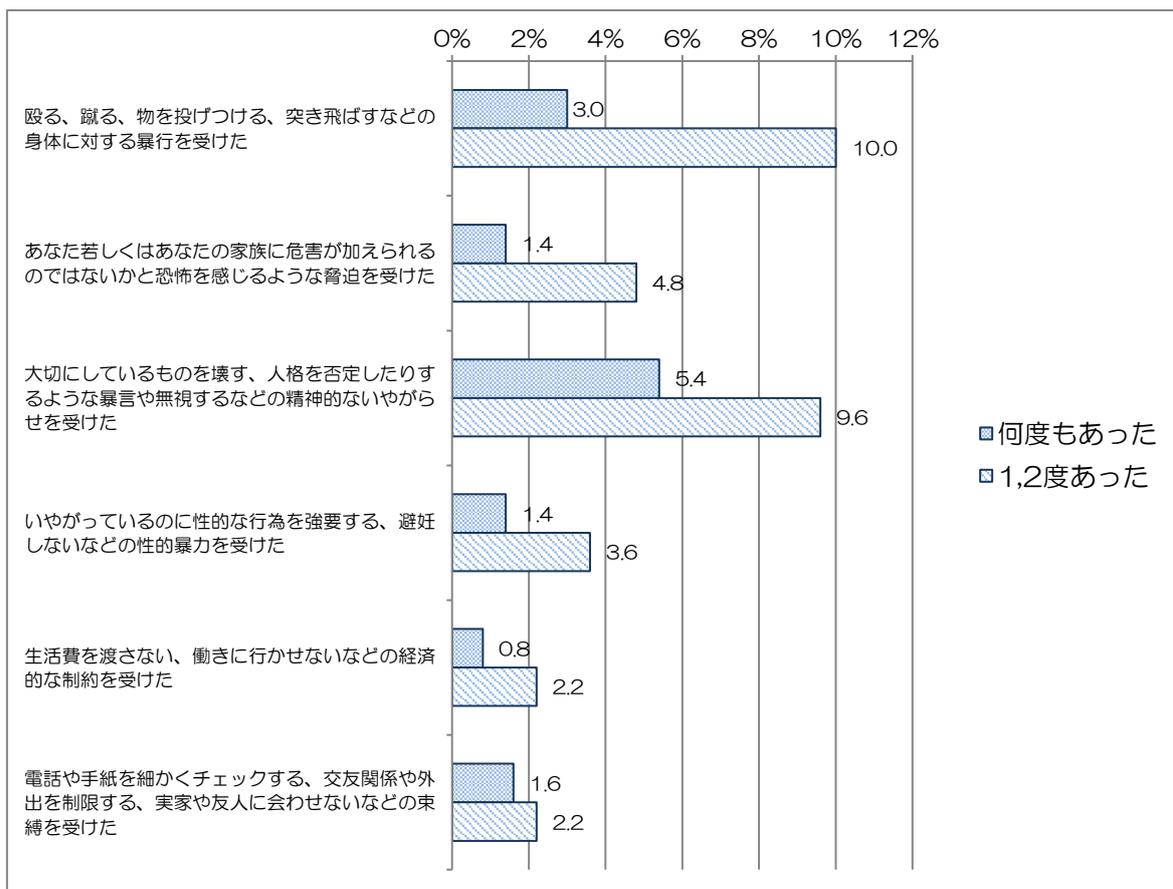
19. DV根絶に向けた啓発・教育
20. DV被害者の支援体制の整備・充実
21. DV被害者の情報管理の徹底

(図 16) DV 被害状況



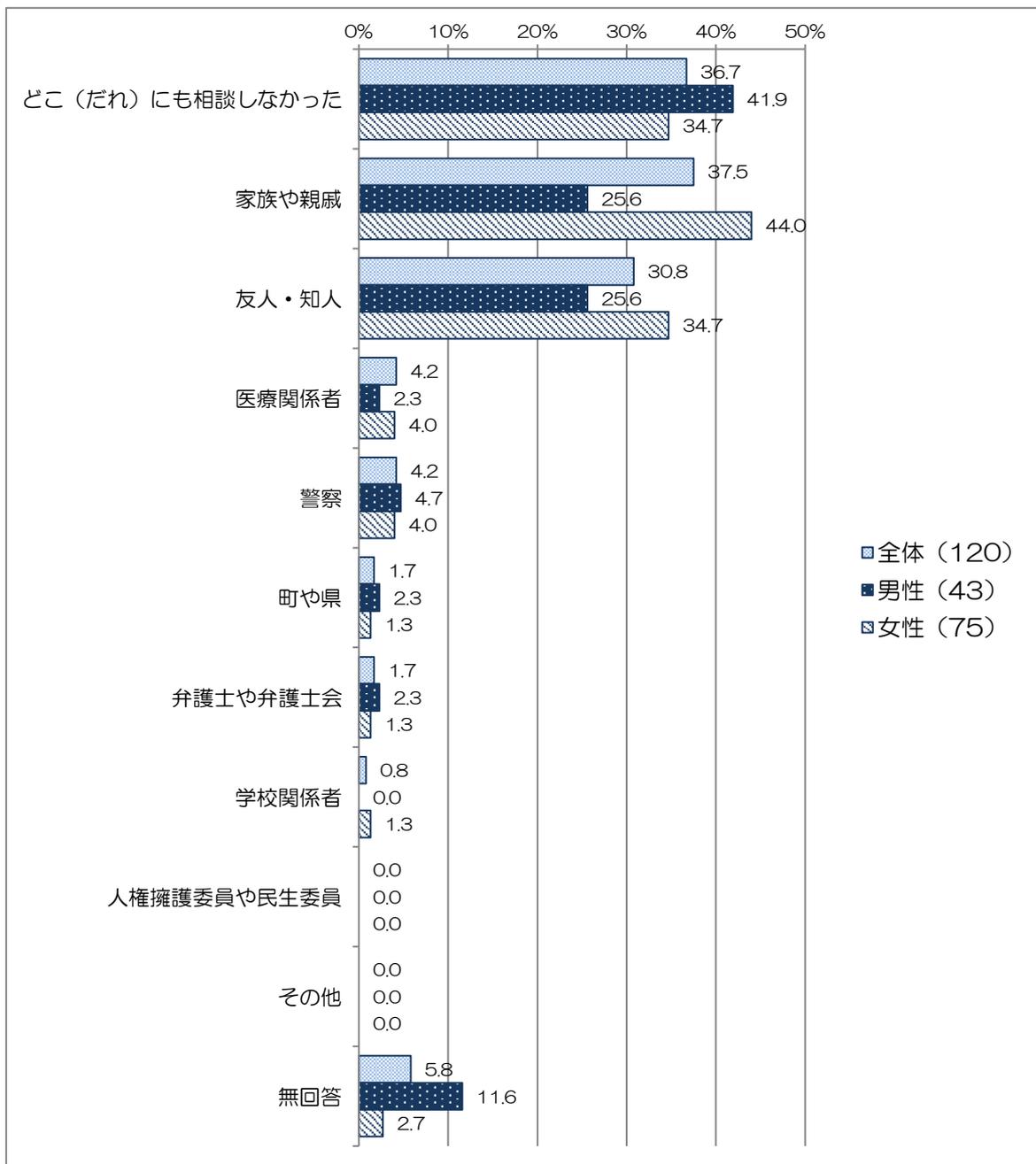
資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

(図 17) DV 被害の経験



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

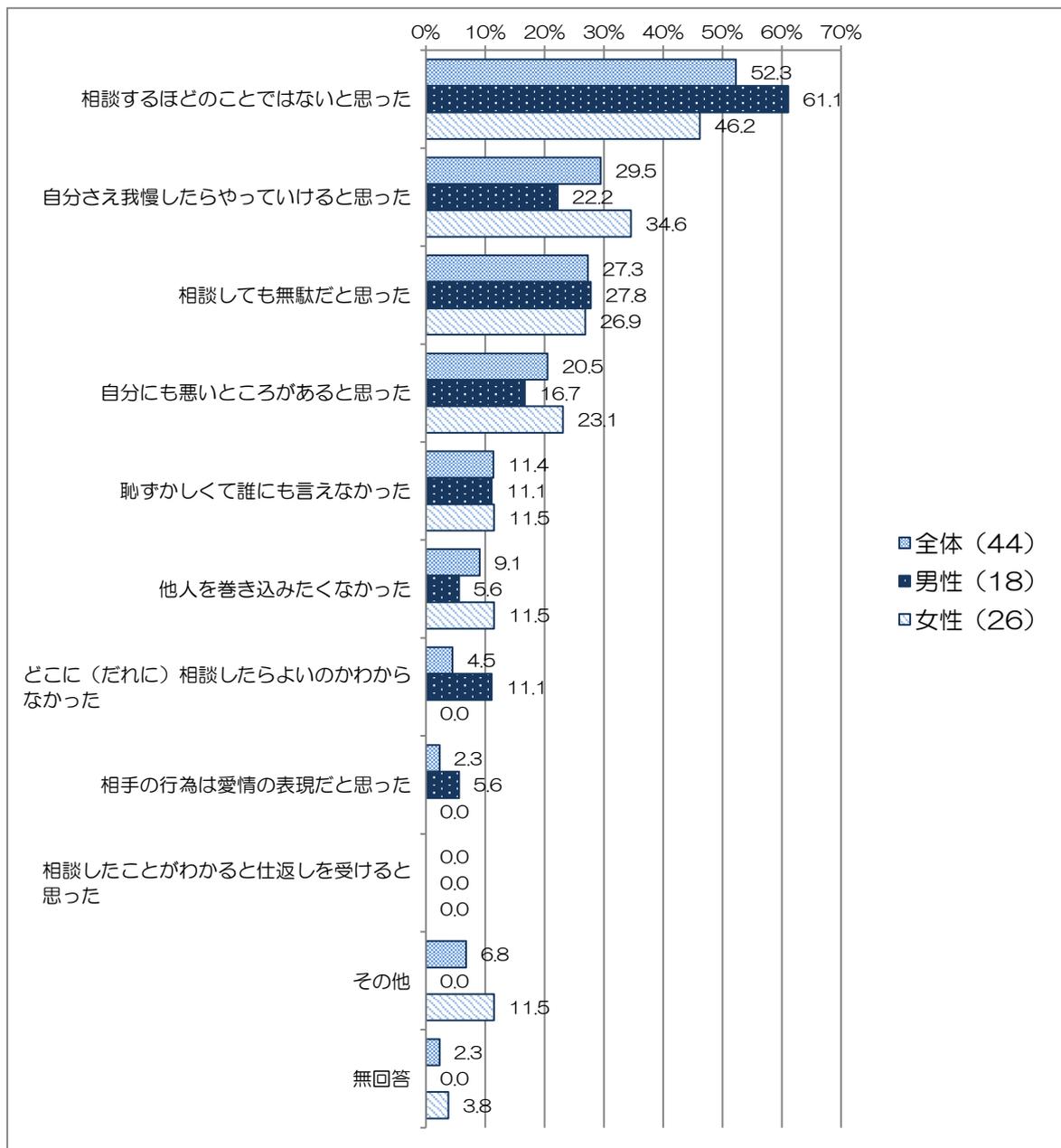
(図 18) DV被害者の相談先



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

- 図 16 は、有効回収人数における、DV を 1 度でも受けた経験がある人の人数
- 図 17 は、6 つの被害項目ごとに「何度もあった」「1、2 度あった」と回答した人の割合
- 図 18 は、6 つの被害項目で 1 つでも「何度もあった」「1、2 度あった」と回答した人の相談状況の割合

(図 19) DV被害を相談できなかった理由



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

・図 19 は、図 18 で、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人の理由ごとの割合

## 施策の方向 19 DV根絶に向けた啓発・教育

町民一人ひとりが、DVに関する正しい知識を身につけ、暴力を許さない地域づくりに向けた啓発・教育の推進に取り組みます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	家庭や地域への啓発・情報提供の推進	<p>DVをなくし、誰もが安心して暮らせるように、DV（デートDVを含む）そのものを理解するための啓発、取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報やホームページなどで、DVに対する正しい認識を広め、防止を図るための意識啓発</li> <li>● 民生委員・児童委員など地域における活動者への研修および啓発の推進</li> <li>● 妊産婦やその配偶者を対象に、母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問などの母子保健事業の機会を通じたDVの早期発見</li> </ul>	社会福祉課 さわやか健康課
②	学校などにおける教育・啓発の推進	<p>次世代を担う子どもたちに、正しい人権意識や男女共同参画意識が育つような教育や保育を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中高生などの若年層を対象に、DV（デートDVを含む）に関する理解を深めるための啓発強化</li> <li>● パンフレットの配布やPTA研修会などの機会を活用し、保護者に対する啓発を推進</li> </ul>	企画政策課 社会福祉課 管理課 社会教育課

## 施策の方向 20 DV被害者の支援体制の整備・充実

DV被害者を支援するための体制づくりを整えます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	相談窓口機能の充実・情報提供	<p>DV被害者が相談しやすく、総合的に支援できる相談窓口の整備に努めます。</p> <p>また、相談窓口やDV防止法に基づく通報の趣旨について、広報やホームページなどで広く町民に情報提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口としての機能強化と環境整備</li> <li>●窓口職員の研修・連携強化</li> <li>●広報、ホームページなどによる相談窓口の啓発</li> </ul>	社会福祉課
②	相談窓口職員および関係職員の資質の向上	<p>DV被害者の支援を充実させるため、相談窓口職員および関係職員の資質の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口職員、関係機関の意識づけの強化</li> <li>●窓口職員の研修・連携強化</li> <li>●兵庫県女性家庭センターなどの他機関が主催する研修会やフォーラムなどへの参加、意識啓発</li> </ul>	社会福祉課 関係各課
③	関係相談機関との連携の強化	<p>DVに関する相談機関との情報連携を図り、それぞれの役割を生かした総合的な支援の広域的なネットワーク強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●西播磨DV防止地域ネットワーク会議など相談支援機関との連携強化</li> </ul>	社会福祉課 さわやか健康課
④	DV被害者の自立支援の充実	<p>DV被害者や家族が、自立した生活が送られるように、関係機関が相互に連携した切れ目のない総合的な支援に取り組みます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者の状況に対応した情報提供や各種制度を活用した支援</li> <li>●母子自立支援員、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、保健師などによる支援体制の充実</li> </ul>	町民課 社会福祉課 さわやか健康課 産業経済課 管理課

## 施策の方向 21 DV被害者の情報管理の徹底

DV被害者が将来に向けて安全安心な生活を送ることができるよう、DV被害者の情報管理を徹底します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	関係機関・関係各課との情報管理の徹底	DV被害者の個人情報を保護し、関係機関・関係各課への迅速な情報の連携を行い、さらには、他市町との連絡調整においても個人情報の管理を徹底します。 ●住民基本台帳の情報に基づき、事務処理を行う部署および関係機関での情報の共有・管理の徹底	町民課 社会福祉課

このページは白紙です

### 【基本目標3】

#### 仕事と生活が両立できる環境づくり

働くことは、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。

活力ある社会を持続するためには、働く世代が充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすのと同時に、家庭や地域生活においても健康で豊かな生活ができることが当たり前である社会を実現することが必要です。

昨今、女性の社会進出が当然となり、共働き家庭が増加する中で、人々の中に根強く存在する役割分担意識により、家事や育児などの大部分は女性が担っているのが現状です。

一方で、男性は長時間労働を余儀なくされる状況が散見し、育児や家事などへ参加が難しい状況となっています。

こうした現代の働き方や家庭の在り方を改革するためには、「ワーク・ライフ・バランス」の意義や重要性について理解を深める必要があります。

事業所と従業員はともに協調して、職場の意識や職場風土の改革に取り組むことが重要です。

多様な選択を可能する仕事と生活の両立ができる環境づくりを推進します。

---

## 基本課題 10

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

---

#### ◆現状と課題

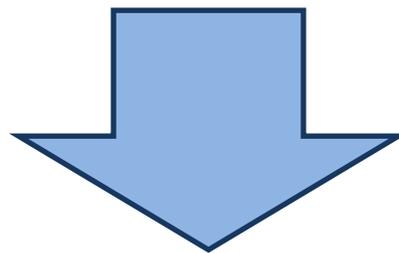
仕事と生活の調和は、男女が対等な立場で豊かな暮らしを送るうえで重要な課題です。

住民アンケートで、『男女が働き続けるために必要だと思うこと』という設問で「職場において、男女ともに育児・介護休暇などをとりやすくする」との回答が65.9%、次いで「保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる」との回答が51.4%、「家族で家事の分担を行う」との回答が47.0%となっています。

このことから、育児休業などの利用促進をはじめとした職場環境の改善や保育所などの子育て支援、男性の家事参加に期待をもたれていることがわかります。

また、同設問の中で、「パートタイマー・派遣の給与や労働条件をよくする」、「再就職などの支援を充実させる」との意見が女性に多くみられたことから、女性の従事者が比較的多い非正規労働者の労働条件の改善や結婚・出産・介護などを理由に退職した女性へのキャリアアップのための機会の提供と再就職の支援など、再チャレンジすることを支援する必要があります。

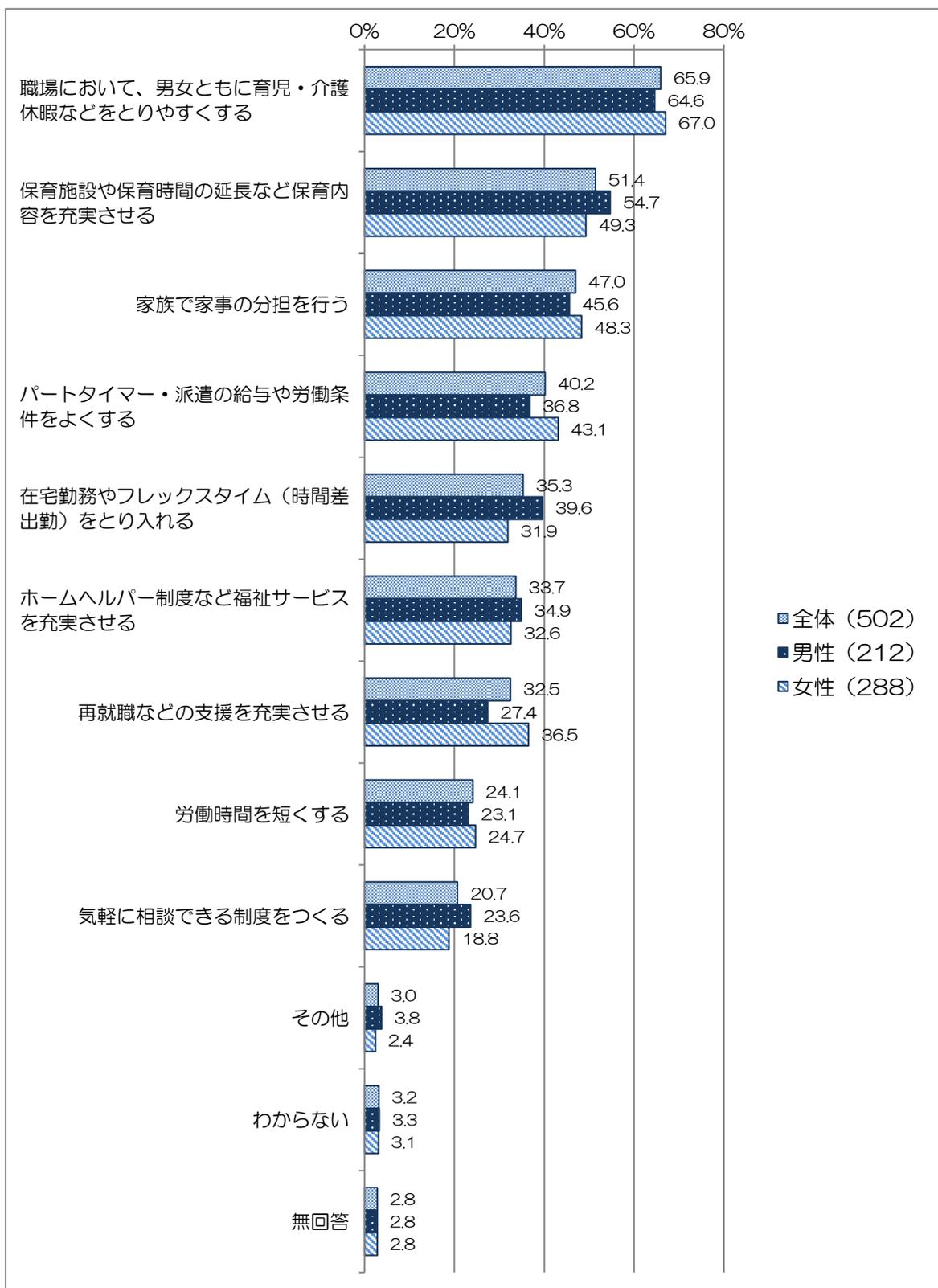
働く男女がともに多様な価値観やライフスタイルなどに応じ、柔軟に働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた処遇や労働条件が確保され、仕事と生活の両立が実現されるように施策を推進します。



#### ●施策の方向

- 22. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 23. 仕事と子育て・介護の両立の推進

(図6：再掲) 男女が働き続けるために必要なこと



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

## 施策の方向 22 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現するため、意識啓発を推進し、男女がともに家庭責任を担えるよう環境づくりを支援します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供と啓発の推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理解促進に向け、広報や町ホームページなどで情報提供や啓発を推進します。 ●ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	企画政策課
②	男女がともに担う家事・育児・介護の推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進として、男女がともに家事・育児・介護などの家庭責任を担うことの大切さについての意識啓発と情報提供、学習機会を提供します。 ●男女ともに参加できる家事・育児・介護に関する学習機会の提供	社会福祉課 さわやか健康課 社会教育課

## 施策の方向 23 仕事と子育て・介護の両立の推進

働きながら、安心して子育てや介護と両立ができるよう、多様なニーズに対応する子育て・介護施策を推進します。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	子育て・育児に関する各種サービスの情報提供や啓発の推進	仕事と子育て・介護の両立が実現できるよう各施策やサービスの情報提供、啓発を推進し、利用しやすい環境の整備に努めます。 ●各種サービスの情報提供の充実	社会福祉課 さわやか健康課 高年介護課 社会教育課

---

## 基本課題 11

### 就労の場における男女共同参画の推進

---

#### ◆現状と課題

男女ともに充実した生活を持続するためには、働きたいと希望する全ての人に平等にチャンスが与えられなければなりません。

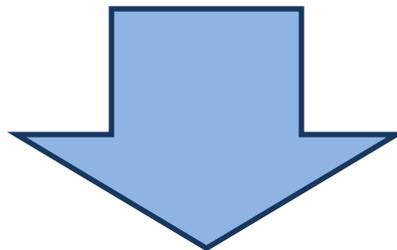
住民アンケートの、『望ましいと思う女性の働き方』という設問では、「結婚しても仕事を続け、子どもができたなら辞めて、大きくなったら再び仕事をするのがよい」という回答が41.0%と最も高い結果となりました。

この結果から、多くの人が子育て期には、一旦職を離れ、子育てに集中し、落ち着いてから復帰することを望んでいることが分かりました。

このことから、男性と異なることのない女性の就業機会の確保や職域の拡大が必要であると考えられます。

また、再就職などのチャレンジや女性のキャリアアップを推進し、女性の知識や能力の向上を支援することも必要です。

こうして、就労の場における男女間に差をなくし、お互いに能力を発揮することができるよう施策を推進します。



#### ●施策の方向

- 24. 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進
- 25. 女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）

## 施策の方向 24 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進

働く場における男女の均等な就業機会、待遇の確保および女性の就業継続を進めるため、労働基準監督署やハローワークなどの関係機関と連携しながら、事業主などへの啓発や働きかけを推進します。

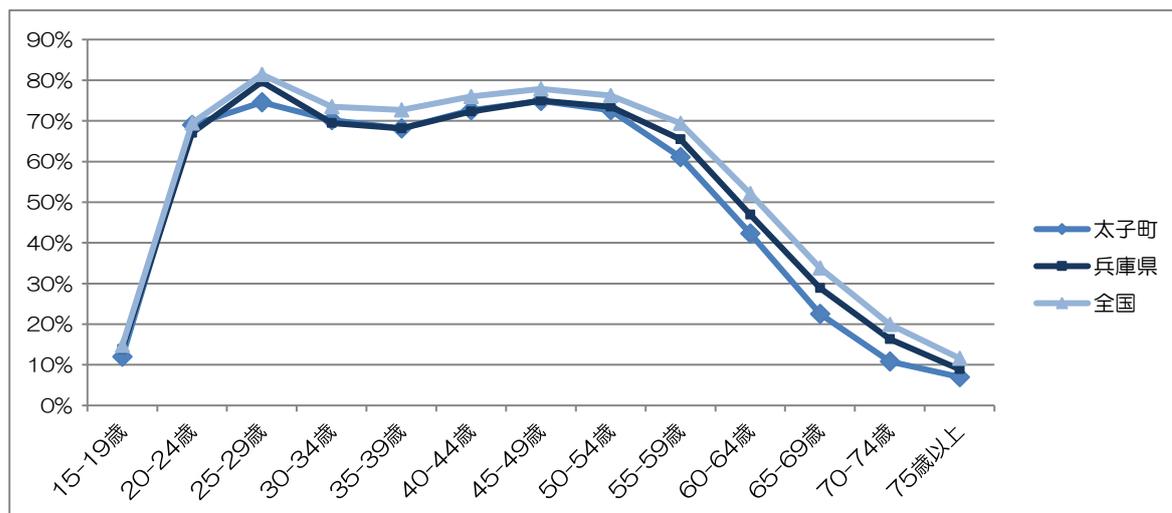
	具体的施策	施策内容	担当課
①	事業所に対する情報提供の強化	労働基準監督署やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度や先進事例などの情報提供を行います。 また、育児・介護休暇の取得促進するために情報提供を行い、就業が継続できる環境を整備します。 ●事業所、従業員へ広報などにより情報提供を行う	産業経済課
②	女性が活躍できる職場環境づくり	事業所の状況把握に努め、労働に関する法令の情報提供や、職場における性別による業務内容の固定化や慣行の見直しを図り、女性を人材として育成していく、男女共同参画を実現する職場づくりを推進します。 ●事業所、従業員などへの男女共同参画に関する情報提供 ●男女共同参画に関する先進的な取り組みをしている事業所の公表	産業経済課

## 施策の方向 25 女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）

女性のチャレンジのための学習機会の提供や相談、情報提供を行うとともに、女性の参画が進んでいない分野での活躍促進を行います。

特に、太子町では年少人口や合計特殊出生率が高いにもかかわらず、子育て世代（特に 20 代後半）の女性の労働力率が全国や県と比較すると低いため、女性の再就職支援などの積極的な取り組みを推進します。

（図 5-2：再掲）女性の年齢別労働力率



資料：平成 27 年国勢調査

	具体的施策	施策内容	担当課
①	チャレンジに関する情報提供と支援	<p>結婚や出産、育児で就業を中断した女性の再チャレンジを応援するため、起業や在宅ワークなどの多様な働き方や再就職に関する支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な働き方や再就職などに関する情報提供や相談窓口の紹介、支援の実施</li> <li>●女性のキャリアアップを目的としたセミナーなどの開催</li> <li>●ひょうご女性チャレンジねっとの活用</li> </ul>	企画政策課 産業経済課
②	女性の参画が進んでいない分野への参画推進	<p>農業や自営業に従事する女性の果たす役割を評価し、経営基盤を確立するための普及・啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●農業部門に女性の意見を反映させるため、農業委員などへの女性の参画促進</li> <li>●農業に関連して起業を行う女性や女性グループへの情報提供とネットワーク化の支援</li> </ul>	産業経済課

このページは白紙です

## 【基本目標4】

### 全ての男女がともに活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として、ともに責任を担い、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることが必要です。

平成28年（2016年）4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、職業生活において女性自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮できるよう施策を推進していくことを規定しています。

こうした法整備が進む中で、近年では社会のさまざまな分野で女性が活躍する姿がみられるようになりましたが、女性が能力を発揮する場や機会をさらに拡大させる必要があります。

今まで女性が進出していないような分野に、新たに女性が参画することでより豊かな環境となることが期待されます。

あらゆる分野への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなどに配慮し、施策に取り組み、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

---

## 基本課題 12

### 政策・方針決定の場への女性参画の促進

---

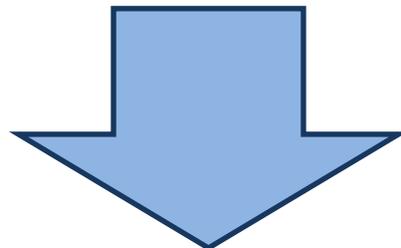
#### ◆現状と課題

女性は、総人口の約半分、労働力人口の約 4 割を占め、政治・経済・社会の多くの分野の活動を担っています。

しかしながら、これらの分野における政策・方針決定の過程への女性の参画は極めて低調であり、男女共同参画社会基本法の制定から 15 年以上を経過した現在もなお大きな課題となっています。国では、第 4 次男女共同参画基本計画で、平成 32 年（2020 年）までにあらゆる場面で指導的地位に占める女性の割合を 30%とするよう目標を定め推進しています。

太子町でもプランの優先すべき取り組みとして、意思決定の場への女性の参画を促進してきましたが、各種審議会などへの女性の登用率は平成 25 年度末時点で 15.9%、平成 29 年度末時点で 19.8%となり、徐々に高くなっているものの、平成 30 年度末の目標数値である 30%には、厳しい状況といえます。

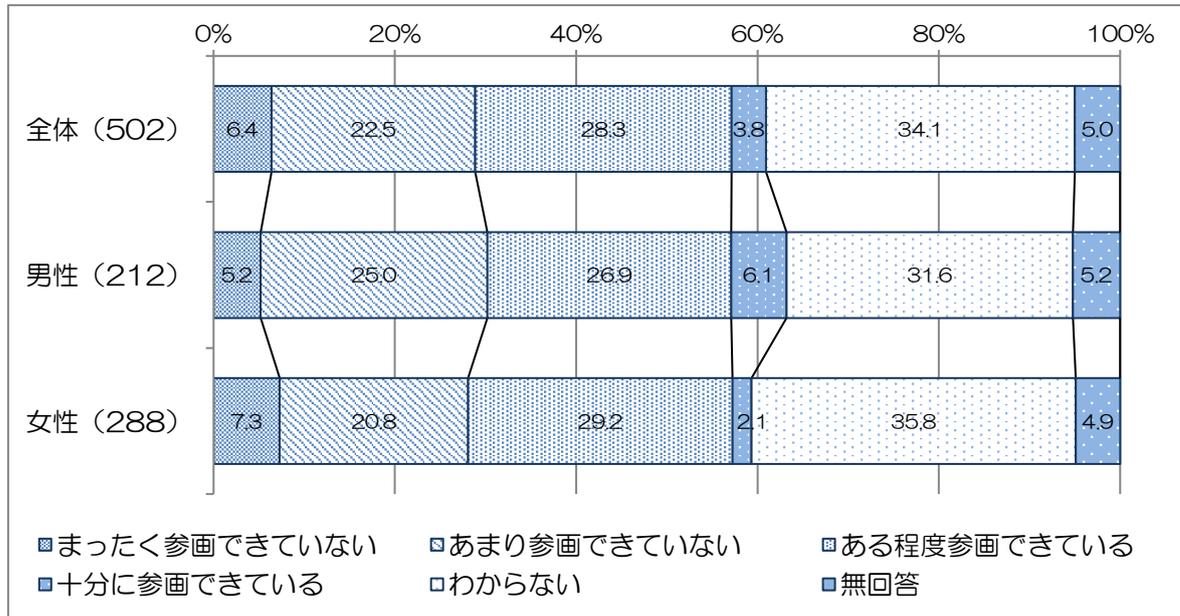
今後も引き続き、男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参加ができるよう、行政が率先して取り組みながら、町内事業所や各種団体など社会のさまざまな分野で政策・方針決定過程への女性参画を図る必要があります。



#### ●施策の方向

- 26. 審議会、委員会などへの女性の参画促進
- 27. 事業所や各種団体などにおける女性の参画促進

(図 15) 地域活動や政策決定の場への女性の参画状況について



資料：平成 29 年度実施 太子町男女共同参画に関する住民意識調査

### 施策の方向 26 審議会、委員会などへの女性の参画促進

男女がともに町政の意思決定の場に参画し、みんなが住みよいまちづくりを進めるため審議会などの女性委員の比率を上げるよう努めます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	各種審議会・委員会などへの女性の登用促進	男女がともに意思決定の場に参画できるよう女性委員の登用を推進します。 ●女性のいない審議会・委員会の解消 ●審議会・委員会などの女性委員が占める割合の向上 ●女性が委員になりやすい環境づくり	関係各課

### 施策の方向 27 事業所や各種団体などにおける女性の参画促進

事業所や各種団体において男女の意見が平等に反映されるよう意思決定の場への女性の参画促進を働きかけます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	事業所や各種団体などにおける意思決定の場への女性登用の促進	意思決定の場への女性の参画促進を働きかけ、女性が広く活躍できるよう情報提供やネットワークづくりのための支援に努めます。 ●事業所や関連団体への女性管理職や役員の登用推進の働きかけ ●女性リーダー養成の推進 ●女性の各種団体などの組織や活動への支援	企画政策課 産業経済課 関係各課

---

## 基本課題 13

### 防災分野における男女共同参画の推進

---

#### ◆現状と課題

災害は、地震、津波、風水害などの自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。

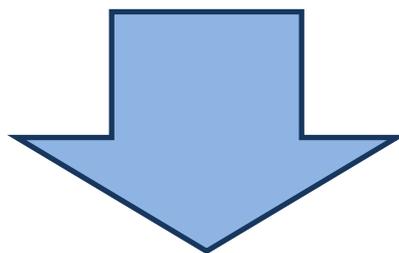
災害の要因のうち、自然要因をコントロールすることはできませんが、社会要因については努力次第で軽減することが可能です。

性別、年齢や障害の有無など、さまざまな社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要です。

また、災害から受ける影響は、男女間で違いがあることに配慮する必要があります。

住民アンケートでは、『地域活動への参加状況』の設問で、「防災・防犯などの活動」に参加していると回答した人は、男性で17.5%、女性で4.9%と男女間の差が大きく現れました。こうした活動への根本的な参加率の向上とともに、男女間の差を解消し、社会要因を軽減するために、さまざまな人の意見や考えを取り入れることが重要です。

こうした状況から、平常時より男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しや地域防災の担い手となる人材の育成などを図り、災害に備えることが必要となります。



#### ●施策の方向

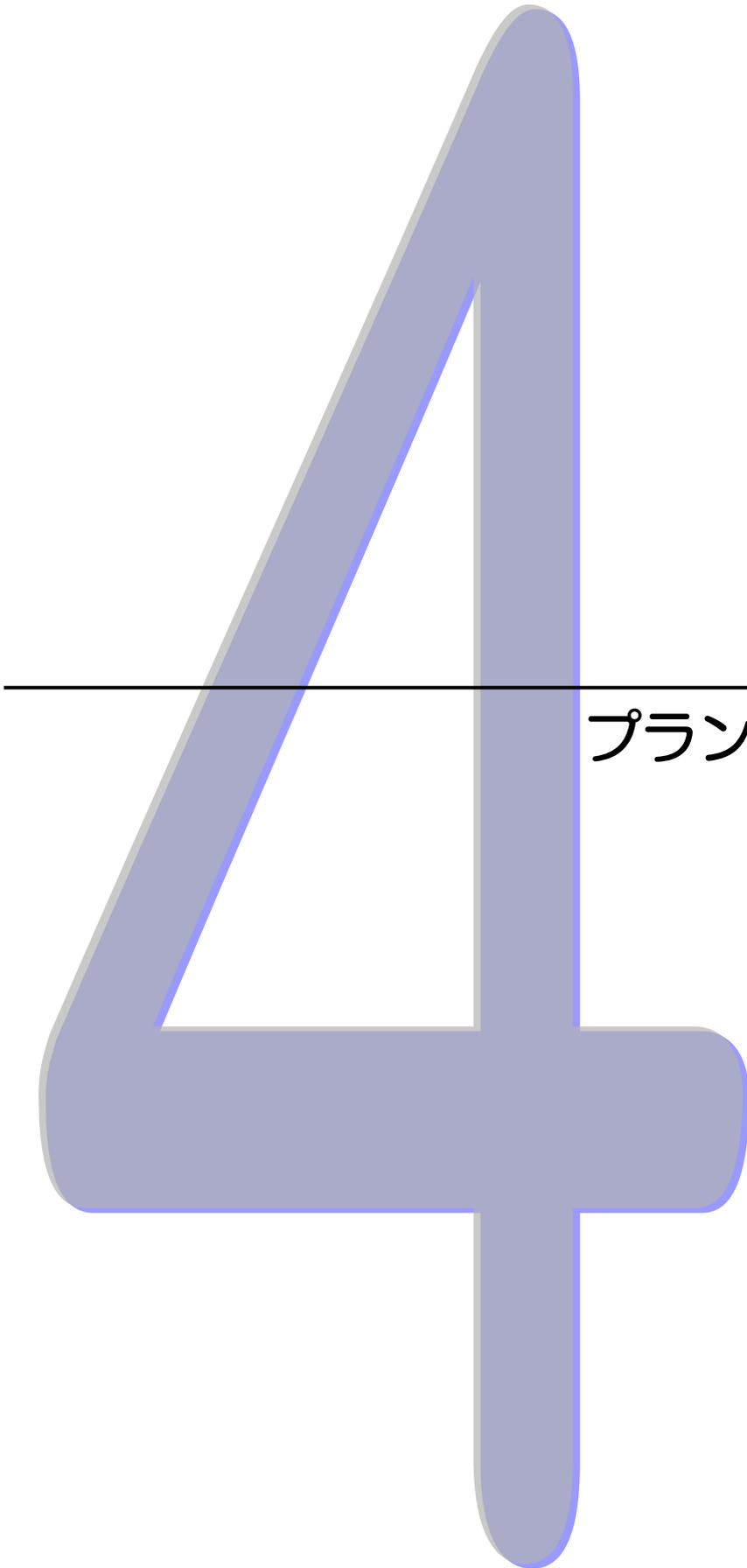
### 28. 防災・復興への取り組みにおける男女共同参画の推進

## 施策の方向 28 防災・復興への取り組みにおける男女共同参画の推進

災害時に男女がともに協力し合うためには、平常時よりお互いに立場を理解し合い、防災意識の向上を図るため、体制の整備や意識醸成に努めます。

	具体的施策	施策内容	担当課
①	男女共同参画の視点を反映した地域防災の推進	自主防災組織などの地域組織へ女性の参画を促し、多様な意見を取り入れた防災活動を推進します。 ●男女共同参画の視点を自主防災組織の活動へ取り入れ、地域の特性に応じた防災活動を推進	企画政策課
②	防災・減災を推進する地域リーダーの育成	兵庫県主催の「ひょうご防災リーダー養成講座」への参加を推進します。 ●自治会への情報提供	企画政策課
③	男女共同参画の視点を反映した避難所運営の推進	災害時のさまざまなニーズに対応するため、平常時より、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を推進します。 ●男女が安心して過ごせる避難所環境の確保 ●避難所運営における女性の参画推進	企画政策課 さわやか健康課 管理課 社会教育課

このページは白紙です



第IV章

---

プランの数值目標

# 1 数値目標

太子町男女共同参画プランの進行管理において、4つの基本目標の推進状況を客観的に評価するため、数値目標を設定します。

No.	基本目標	基本課題	目標項目	直近数値	目標数値 (35年度)	担当課
1	1	1	男女共同参画に関する情報提供をした回数【※1】	新規	10回/年	企画政策課
2			「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」（どちらかといえば反対を含む）した人の割合【※2】	63.9%	80.0%	企画政策課
3		2	小中学校管理職に占める女性の人数	新規 (1人)	3人	管理課
4		3	町職員における管理職の女性割合	26.09%	30.0%	総務課
5			男性職員（町職員）の育児休業取得割合	16.67% (1/6)	20.0%	総務課
6		4	男女共同参画コーナーに設置している図書などの貸し出し件数	新規	10件/年	企画政策課
7			男女共同参画に関する相談機会の情報提供数【※3】	新規	10回/年	企画政策課
8	2	5	待機児童の人数	新規 (48人) H30.10時点	0人	社会福祉課
9			子育ての参加状況アンケートでの父親の育児参加割合	91.0%	95.0%	さわやか健康課
10		6	パパママスクールの受講者の割合【※4】	新規 (25.0%)	40.0%	さわやか健康課
11			町内中学校における思春期教育の実施	新規 (1/2校)	2/2校	さわやか健康課

No.	基本目標	基本課題	目標項目	直近数値	目標数値 (35年度)	担当課
12	2	7	虐待の予防推進活動の実施件数	新規	5件	社会福祉課
13		8	ひょうご防犯ネットへの登録者数	新規 (524人)	680人	生活環境課
14			防犯推進委員会総数に占める女性の割合	新規 9% (2/22)	13.6% (3/22)	生活環境課
15		9	デートDVに関して学習する機会を提供した中学校の学年数	6/6学年 (2中学校)	6/6学年 (2中学校)	管理課
16			DV被害者のうち、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合【※2】	新規 (36.7%)	30%	社会福祉課
17			DVに関する研修を受けた職員数	新規	5人	関係各課
18		3	10	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について、言葉も内容も知っている人の割合【※2】	新規	50%
19	週労働時間60時間以上の労働者の割合【※2】			新規	5%	企画政策課
20	メンタルヘルス対策を行っている事業所の割合【※2】			新規	80%	企画政策課
21	11		事業所への情報提供を行った回数【※1】	新規	5回	産業経済課
22			女性の就業率(国勢調査より) ①15歳以上 ②15歳から64歳まで ③25歳から44歳まで	新規 ①43.6% ②58.3% ③66.8%	①46.5% ②61.7% ③70.8%	企画政策課

No.	基本目標	基本課題	目標項目	直近数値	目標数値 (35年度)	担当課
23	4	12	審議会などの委員総数に占める女性の割合	19.77%	30%	関係各課
24			女性の農業委員数	0人	1人	産業経済課
25	4	13	ひょうご防災リーダーの総数に占める女性の割合	新規 (23.8%) 総数21人のうち 女性5人	30.7% 総数 26 人の うち女性 8 人	企画政策課

●数値目標について

- ・※1・・・町から住民や事業所に対して、広報やホームページなどで情報提供をした件数
- ・※2・・・5年に1度実施する住民アンケートの結果による数値
- ・※3・・・町主催のセミナーや個別相談会の実施件数および県立男女共同参画センターや近隣市町で行われるイベントのうち、太子町民が参加可能な情報提供数の合計
- ・※4・・・太子町主催のパパママスクールの参加者数と医療機関などで行われる健康教育の受講数を合計した数値

## 《目次》

(1) 第4次太子町男女共同参画プラン策定経過	74
(2) 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例	76
(3) 太子町男女共同参画プラン策定委員会規則	77
(4) 太子町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	78
(5) 太子町男女共同参画プラン策定推進本部設置要綱	79
(6) 太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム設置要綱	80
(7) 太子町男女共同参画プラン策定推進本部名簿	81
(8) 太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム名簿	81
(9) 男女共同参画社会基本法	83
(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	87
(11) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	95
(12) 用語解説	101

## 第4次太子町男女共同参画プラン策定経過

実施年月日	実施組織名	会議内容
平成29年10月 5日～20日	「太子町 男女共同参画に関する住民意識調査」の実施	<span style="font-size: 2em;">}</span> 18歳以上無作為抽出：1,200人 回収率41.8%
平成30年 5月29日	第1回太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次太子町男女共同参画プラン策定方針およびスケジュールについて</li> <li>・平成29年度実施住民意識調査結果について</li> <li>・現行プランの達成度調査について</li> </ul>
平成30年 6月1日	第1回太子町男女共同参画プラン策定推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次太子町男女共同参画プラン策定方針およびスケジュールについて</li> <li>・第1回太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議内容の報告</li> </ul>
平成30年 6月28日	第2回太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次プランの数値目標について</li> <li>・第3次太子町男女共同参画プラン分析表について</li> <li>・第4次プランに追加すべき事項について</li> </ul>
平成30年 7月23日	第3回太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次プラン（案）の体系について</li> <li>・第4次プランで追加・修正する事務事業について</li> </ul>
平成30年 8月9日	第2回太子町男女共同参画プラン策定推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議内容の報告</li> <li>・第4次男女共同参画プラン（案）の体系について</li> </ul>
平成30年 8月14日	第3回太子町男女共同参画プラン策定推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回推進本部会議での指摘事項に係る再調整について</li> </ul>
平成30年 8月20日	第1回太子町男女共同参画プラン策定委員会会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・委員長・副委員長の互選</li> <li>・第4次太子町男女共同参画プラン策定方針およびスケジュールについて</li> <li>・第3次太子町男女共同参画プラン等の分析による課題抽出と第4次太子町男女共同参画プラン（案）への反映について</li> </ul>
平成30年 9月25日	第4回太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会および推進本部会議での審議内容について</li> <li>・第4次太子町男女共同参画プラン（案）について</li> </ul>
平成30年 10月9日	第5回太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次太子町男女共同参画プラン（案）について</li> </ul>
平成30年 10月26日	第6回太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次太子町男女共同参画プラン数値目標（案）について</li> <li>・第4次太子町男女共同参画プラン（案）について</li> </ul>
平成30年 11月12日	第7回太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次太子町男女共同参画プラン（案）について</li> </ul>

実施年月日	実施組織名	会議内容
平成30年 12月3日	第4回太子町男女共同参画プラン策定 推進本部会議	・第4次太子町男女共同参画プラン(案)について
平成30年 12月4日	第5回太子町男女共同参画プラン策定 推進本部会議	・第4回推進本部会議での指摘事項に係る再調整について
平成30年 12月12日	第2回太子町男女共同参画プラン策定 委員会会議	・【諮問】第4次太子町男女共同参画プラン(案)について
平成30年 12月18日	第8回太子町男女共同参画プラン策定 プロジェクトチーム会議	・第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会 会議での指摘事項に係る再調整について
平成30年 12月25日	第3回太子町男女共同参画プラン策定 委員会会議	・【答申】第4次太子町男女共同参画プラン(案)について

# 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例

## (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、太子町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (担任事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の調査、審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会づくりの課題と具体的な取組みに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、太子町男女共同参画プランを策定するために必要なこと。

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間企業又は公共的団体の推薦する者
- (3) 教育関係機関に属する者
- (4) 兵庫県男女共同参画推進員
- (5) 公募により選任する者
- (6) 町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長は太子町男女共同参画プラン策定会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

## (補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### (招集の特例)

2 最初に招集する委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

### (太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 太子町報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

- (4) 男女共同参画プラン策定委員

### (条例の失効)

4 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

## 太子町男女共同参画プラン策定委員会規則

(目的)

第1条 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例(平成30年条例第2号)第8条の規定に基づき、委員会の議事及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集方法)

第2条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員会の開催日の3日前までに、開催の日時及び場所を委員並びに関係者に議案を添えて通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第3条 委員長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席した委員、関係者の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議経過及び結果
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録に署名する委員は2名とし、委員長が指名する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し疑義が生じた場合は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(規則の失効)

2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

## 太子町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

番号	委員区分	氏名	所属団体等	役職
1	学識経験のある者	横山 由紀子	兵庫県立大学 経営学部 事業創造学科 事業支援 (マーケット・アナリシス) コース 教授	委員長
2		大塚 優子	姫路獨協大学 医療保健学 部 こども保健学科 教授	副委員長
3		小川 真知子	特定非営利活動法人 SEAN 理事長	
4	民間企業又は公共的 団体の推薦する者	伊藤 剛	東芝デバイス&ストレージ 株式会社姫路半導体工場 管理部総務安全担当グルー プ長	
5		地丸 勇	太子町商工会事務局長	
6	教育関係機関に属す る者	丸山 尊大	太子町教育委員会社会教育 課 社会教育主事	
7	兵庫県男女共同参画 推進員	瀧北 りえ	兵庫県男女共同参画推進員	
8		濱上 廣良	兵庫県男女共同参画推進員	
9	公募により選任する 者	大塚 麻美	公募委員	
10		藤原 恵	公募委員	

## 太子町男女共同参画プラン策定推進本部設置要綱

(設置)

第1条 太子町男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)の策定を総合的に推進するため、太子町男女共同参画プラン策定推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) プランの策定に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) その他プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は町長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長、総務部長、生活福祉部長、経済建設部長及び教育次長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部は、第2条の所掌事務を遂行するにあたり、太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年5月1日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

## 太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 太子町男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)の策定に必要な調査及び研究並びにプランの素案策定を行うため、太子町男女共同参画プラン策定推進本部設置要綱(平成30年訓令甲第3号。以下「本部要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する実施状況等の現状把握及び課題検討に関すること。
- (2) プランの素案の策定に関すること。
- (3) プランの素案の策定に必要な連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 チームは職員10名以内で組織し、本部要綱第3条第2項に定める本部長が任命する。

- 2 チームにリーダー及びサブリーダーを各1名置き、互選によって定める。
- 3 リーダーは、チームの会務を総理し、チームを代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 チームの会議は、リーダーが招集し、リーダーが議長となる。

- 2 チームは前項の会議の成果を太子町男女共同参画プラン策定推進本部に報告する。

(資料の提出等の請求)

第5条 チームは、プランの素案の策定にあたり、関係する所属長に資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年5月1日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

## 太子町男女共同参画プラン策定推進本部名簿

番号	氏名	職名	役職
1	服部千秋	町長	本部長
2	名倉嗣朗	副町長	副本部長
3	寺田寛文	教育長	
4	栄藤雅雄	総務部長	
5	岡田俊彦	生活福祉部長	
6	八幡充治	経済建設部長	
7	木村和義	教育次長	

## 太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム名簿

番号	氏名	職名	担当部署	役職
1	山崎将	係長	企画政策課	
2	井出洋平	主査	総務課	
3	石原佳代	主査	町民課	
4	中妻久美子	係長	生活環境課	リーダー
5	蛭井のり子	係長	社会福祉課	
6	内海美苗	係長	さわやか健康課	サブリーダー
7	重末素子	係長	産業経済課	
8	佐々木悟	係長	まちづくり課	
9	宗野義和	係長	管理課	
10	丸山尊大	係長	社会教育課	

このページは白紙です

# 男女共同参画社会基本法

公布：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

改正：平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するた

め必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性

に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理す

ること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年二月二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布：平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

改正：平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号

改正：平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号

改正：平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号

改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

#### 第五章の二 補則（第二十八條の二）

### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を動案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援

助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者

と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する

場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立

ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからロまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合においては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定

による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四

項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)

があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定  
公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 [略]

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

このページは白紙です

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布：平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

改正：平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

## 目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏

まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重

## 要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、

厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準

に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第

四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧奨して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置

と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
  - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者

- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 [略]

四 [前略] 附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 用語解説

## 【あ行】

### NPO ( Non-Profit Organization )

さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。法人格の有無を問わず、さまざまな分野(福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

### M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、その形がアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に離職し、子育てが一段落すると再び就労する女性が多いという特徴を表している。

### エンパワーメント

一人ひとりが持つ潜在能力を能動的に湧き出させ、顕在化させることを意味する。

男女共同参画では、女性の経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけていくことを指す。

## 【か行】

### 家庭児童相談員

ひきこもり、登校拒否、家庭内暴力、虐待、母子家庭など、家庭では解決できない複雑な問題を抱えている場合が多くなっているなか、児童の健全な養育・福祉の向上を目的に、このような問題の相談に対しアドバイスを行う相談員。

### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産む子どもの人数に相当する。

### 国際婦人年

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定された。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の10年」とした。

### 子育て世代包括支援センターひだまり

母子健康手帳交付時の保健師による面談、妊娠・出産に関する助言、母子保健サービスや子育てについての情報提供、希望者に対する支援プランの作成などを行い、医療機関などの関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行う。

### 子育てファミリーサポートセンター

子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人があらかじめ会員登録し、育児の相互援助活動を行う会員制の組織。太子町では、平成29年10月から活動を開始している。

## 【さ行】

### 性的マイノリティ

性のあり方が社会的にマイノリティ(少数者)であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。具体的には、同性愛者、両性愛者、性同一性障害の人などのこと。

### セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」の意味で、略して「セクハラ」といわれている。相手の意に反した性的な言動または性差別的な意識に基づく言動、さらには相手に不利益を与えたりするような性的言動を指す。男性に対する性的いやがらせも同じである。

## 【た行】

### 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活をしていけるよう、保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士などが連携を図り支援を行うため、平成18年4月より設置された太子町役場内の機関。

### デートDV

若い世代で問題となっている恋人関係にある人などから受ける暴力。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力、社会的暴力など、さまざまな形の暴力のこと。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や同居する恋人などから受ける暴力。親子間や同居の高齢者と介護家族の間に起こる暴力とは区別されている。殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、相手の存在を理由なく無視するなどの精神的暴力、その他、性的・経済的・社会的暴力などすべての暴力を含む。DV防止法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。

## 【な行】

### 西播磨DV防止地域ネットワーク会議

DV 被害者の相談、支援などを行う西播磨市町、兵庫県、管内の警察署などの関係機関の相互協力および密接な連携を図り、DV の防止、被害者ニーズに対応した各種の事業を効果的に実施し、被害者の自立を支援することを目的とした組織。

## 【は行】

### ハラスメント

他人に対しての発言や行為などで、意図している、していない関係なく不快にさせたり、傷つけたりすること。

### パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。

### ひょうご女性チャレンジねっと

出産・育児・介護などを理由に離職した女性の再就職や地域活動などのチャレンジを総合的に支援するため、兵庫県が構築した官民の関係機関のネットワークによる支援事業の名称。官民がそれぞれの支援策の理解促進と情報共有を図り、連携による効果的な支援事業を展開することを目的とする。

### ひょうご防災リーダー

多様化・多発化する自然災害の軽減や防災の取組みを一層強化に備え、県が実施する講座を終了し地域防災の担い手として自主防災組織のリーダーとして活躍する人。

### ひょうご防犯ネット

兵庫県警察本部が実施している各地域でのチカンやひったくり、振り込め詐欺などの事件発生情報や防犯情報の配信サービス。ホームページでの掲載や登録者にはメール配信を行っている。

### ファシリテーター

会議やミーティング、住民参加型のまちづくり会議やシンポジウム、ワークショップなどにおいて、中立な立場を保ちながら話し合いに介入し、議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を担う人物。

### 母子自立支援員

母子家庭や寡婦の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う県の福祉事務所に所属する支援員。母子家庭のさまざまな問題、母親の就職、子どもの教育、母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対する相談・指導を行っている。

## 【ら行】

### ライフステージ

幼少期・少年期・青年期・壮年期・老年期など人生を生活段階に応じて区分した各段階をいう。

## リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ

「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。平成 6 年（1994 年）カイロで開かれた国際人口・開発会議で提唱された概念で、自分の身体と健康に関する諸問題について主体的に考え、選択し、自己決定する権利の保障を目指すもの。具体的には、いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産などの自己決定の権利。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。